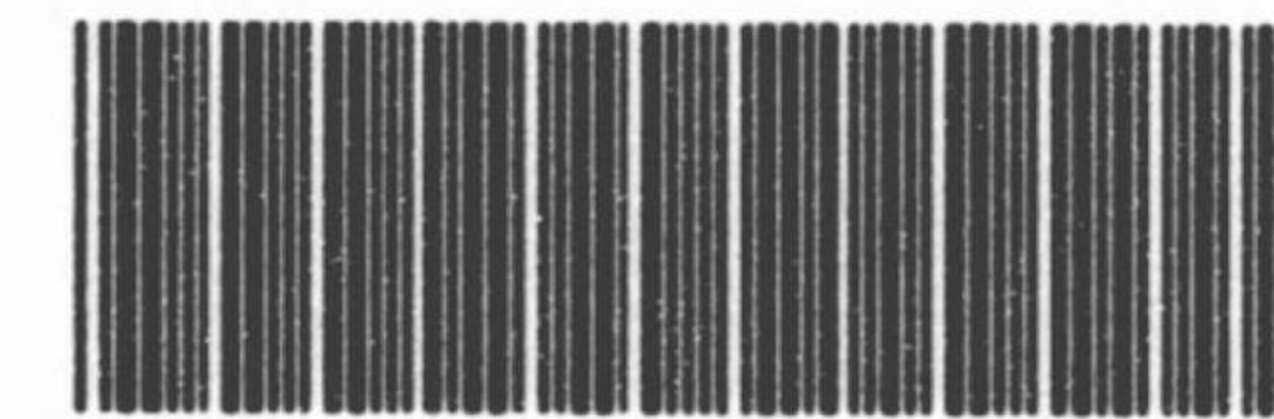


274.1
11



* 0041572001 *

0041572-001

274. 1-11

師範教育

文部省・編

文部省

卷1 上, 下

昭和18-19

AHB

274.1

11

師範教育

卷一上

文部省



師範教育 卷一上

文部省



發行所寄贈本



教育に関する勅語下賜

内閣總理大臣山縣有朋文部大臣芳川顯正が御下賜の勅語を捧持して表御座所南廊下を退下するところを謹寫せるもの。(明治神宮外苑聖徳記念繪畫館に奉攝す)



教育に関する勅語下賜

内閣總理大臣山縣有朋文部大臣芳川顯正が御下賜の勅語を捧持して表御座所南廊下を退下するところを謹寫せるもの。(明治神宮外苑聖徳記念繪畫館に奉掲す)

274.1
11

目次

序	説	一
第一章	わが國教育の史的考察の本義	八
第二章	上世の教育	一四
第一節	肇國精神と教育	一四
第二節	氏族生活と教育	一八
第三節	大陸文化の攝取と教育	二六
第四節	貴族と教育	四九
第三章	中世の教育	五七
第一節	中世における教學精神	五七
第二節	武家と教育	七〇

目次

第三節 新興佛教と教育……………七
 第四節 學藝の發達と教育……………七
 第五節 庶民と教育……………九

師範教育 卷一上

序説

教育科の意義
 師範學校の目的は、國民學校の教育者たらんとする者に、皇國の道に則つて、國民教育の要務に挺身するに必要な教育を授け、道の先達たるべき修練を積ましめるにある。師範學校のあらゆる教科、すべての施設、運営は、これららの人物を磨くための全一的な組織であり、随つて、學校は、わが國教學の本義に則つて心身を修練し、他日身を教職に挺して國民鍊成の重きに任じ、以て皇謨を翼賛し奉るべき徳操・識見・實踐力を長養する修文練武の道場にはかならない。さうして、われらの學ぶ諸教科は、このやうな全一的な組織の分節として始めて始めて本來の意義を發揮するのである。



教育科の地位と任務

しからば、諸教科のうちで、教育科は如何なる地位を占め、如何なる任務を擔ふものであるか。すべての教科は、教育者たるの資質を錬磨育成する點では一途に歸するのであるが、教育科は、師範學校生徒の従事すべき職分そのものを直接の對象として、その研究考察により教育實踐の根柢に培ふことを要旨とする點で、爾餘の教科に見られぬ特色をもつ。即ち教育科においては、皇國民鍊成そのものを取りあげ、それを當面の問題として、その精神を闡明し、その方法を體得せしめんとするのであつて、ここに教育科の獨自な地位と任務とがある。

されば、師範學校教育の総合的仕上げとも言ふべき教育實習に對する教育科の意義もおのづから明らかである。教育實習は、師範學校における修練の全成果を擧げて國民學校教育の實踐に當らしめ、國民鍊成の要諦と共に、師たるの道を體得せしめんとするものであつて、教育科における研鑽が、他の諸教科における研究と相俟ち、ここに始めて具體的な教育奉公の實踐的修鍊となつて現れるのである。

教育科の内容

教育科教育

右のやうな使命をもつ教育科は、全一的な一教科たる面目を保ちつつ、さらに、その分節としての教育心理衛生の三つに分れる。教育活動そのものを研究して、教育實踐の根柢に培ふためには、何よりもまづわが國教育の本義を明らかにしなければならない。このわが國教育の本義を明らかにすると共に、國民教育の要諦を會得するための科目が教育科教育である。されば教育科教育においては、國民教育、特に國民學校教育の要諦、その基本的構造を究め、その要諦を明らかにするのである。

教育科心理

國民教育の要諦を把握しようとするれば、他面において、被教育者たる兒童及び青年の身體的精神的發達を研究し、それに即應する教育方法を考察しなければならない。これ即ち教育科心理の課題とするところである。教育科心理においては、身體と精神とを一體不可分のものとして考察する。勿論わが國の歴史的風土的條件との關聯において心身の發達を究明するのであるから、それは、當然國民的性格成立の心的過程を研究することとなる。かくて教育科心理は教育科の一分節として、常に國民鍊成の立場を離

れないのである。

教育科衛生

また、心身を一體とする皇國民鍊成には、特に兒童及び青年の保健衛生に關する考慮を必要とする。これ教育科衛生の設けある所以である。國民の心身を剛健闊達ならしめ、獻身奉公の實踐力を具備せしめることは、國民教育の一大眼目であるから、われらは、國民教育の全體的機構における正しき位置において、兒童、青年の保健衛生に關する認識と鍛鍊養護の方法とを會得し、國民健康の指導者たる識見、實力をも養はなければならぬ。

教育科學習の根本精神

さて、教育科においては、教育心理衛生として、それぞれ、國民教育の要諦、兒童及び青年の身體的、精神的發達、保健衛生を中心に研究するのであるが、その目的とするところは、教育學者や心理學者や醫師たらしめんとするのではない。教育實踐そのものは、卒業後の活動に俟たなければならぬにせよ、その根柢に培はんとするのが教育科學習の根本精神である。われらは常にこの精神に基づいて、徳操と識見と熱意とを養ひ、教育實踐の具體的方法に思を致しつつ、教育科を學ばなければならぬ。

二、教育科教育の意義

わが國教育の本義と國民教育の要諦

前にも述べたやうに、教育科教育の目的は、わが國教育の本義を闡明し、國民教育の要諦を會得することである。わが國教育の本義とは、わが國教育が本來如何にあるべきかといふその本質的性格、その根本精神を言ふ。しかも教育の淵源が萬古不動、世界無比のわが國體に存することは、聖勅の昭示し給ふところである。淵源とは單なる起源、出發點に止らずして、終始一貫それに則とるべき規範であり、また不斷にこれをめざすべき目的でもある。わが國教育は國體に出發し、國體に則とつて進み、さうして國體の精華をますます發揚することを目的とする。換言すれば、國民をして皇國の道を履修せしめ、天壤無窮の皇運を扶翼せしめるやうに、その心身の全能力を鍊磨育成することがわが國教育の本義である。

教育科教育においては、かくの如く、わが國教育の根本精神が國體に淵源することを明確に體得するのが第一の要件である。さうしてこのわが國教育の本義を如何に國民教育に具現するかといふことが、國民教育の要諦

なのである。ここに國民教育とは、廣義にはわが國民の受ける教育をすべて包括し、狹義には國民の基礎的鍊成たる國民學校教育を意味する。されば教育科教育は、廣く國民教育の全般を取扱ひつつ、特に國民學校教育を前景に出し、中心として取りあげる。

教育科教育
の内容

かうした國民教育の本義を體得し、國民教育の要諦を明らかにするためには、教育の史的發達、教育の要義、教育における先哲の偉業、教育制度及び學校經營の研究が必要である。「教育の史的發達」においては、わが國教育の過去に鑑みるることによつて現在の教育を知り、かつ現在及び將來の教育に工夫を凝らすのであり、教育の要義は、國民教育上の主要問題を體系的に考察するのがその目的である。また、教育における先哲の偉業を研究する目的は、教育精神、師道教育方法等を特定の人物の事蹟及び思想に即して具體的に把握することにより、みづからの教育的感銘を深からしめることにある。さうして、教育制度の實際、學校經營の實際に即して、國民鍊成の方法を會得しようとするのが、教育制度及び學校經營を研究する所以である。しかも

これらは、教育科選修教材と相俟つて、すべて教育實踐の根柢に培ふものであり、教育の實習に際しても、かうした研究によつて得た識見と熱意とをもつて、専心事に當る心構へがなければならぬ。

第一章 わが國教育の史的考察の本義

史的考察の
目的

教育科教育の一分節として、わが國教育の史的發達を考察する目的は、わが國教育の本義を闡明し、國民教育の要諦を究め、以て國民教育者としての實踐に培はんとするにある。しからば、教育の史的考察によつて、如何にしてその目的が達成されるであらうか。およそ歴史は過去の事象の單なる變化ではなくて、一貫した生々發展でなくてはならない。しかも、單なる抽象的觀念においてではなくて、具體的現實のうちにおける肇國精神の一貫した生々發展こそ、わが國歴史の獨自性である。過去は現在から遊離した過去ではなくて、却つて現在のうちに生きる過去である。現在はすべての過去を背負ひつつ、未來を孕む。さういふ意味での現在を知り、現在にはたらくために、ここに過去の事象の認識とその中に一貫する精神の體得とが要求されるのである。

されば、わが國の教育を歴史的に考察することは、過去の教育の成長したものととしての現在の教育を知るといふ意味をもつ。しかし、目的は單にそれに止らない。現在の教育を知るといふことのうちには、さらに積極的に過去に鑑みて、今日及び明日の教育的課題の解決に資するといふ意味が含まれてゐなければならぬ。歴史が「かみ」と言はれる所以もここにあり、さうでなければ、われらの研究は、單なる觀照的態度に終つて、遂に實踐のうちに生きることはできないであらう。今や大東亞戰爭を遂行し、八紘爲宇の大理想を實現するために、わが國は、國民教育を刷新充實して、皇國の道の修練に徹し、皇國の使命完遂に任すべき大國民の育成を要務としてゐる。それに関する教育上の諸般の問題にして、その解決を急務とするものが少くない。しかも、さうした問題の解決は、教師にその人を得なければよく成就するものではない。われらが古今の史實に稽へ、識見を長養し、實踐力に培はなければならぬ所以はここにあり。

史的考察の
觀點

しからば、わが國の教育を歴史的に考察するにあつては、特に如何なる觀點に立つて、これを研究すべきであらうか。

第一の觀點

何よりもまづ心がけなければならぬことは、わが國教學精神の歴史的な顯現の相を観るといふことである。わが國教學の根本精神は、これを教育に關する勅語に拜しても明らかなやうに、國體の精華をますます發揚し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにある。それは國體に淵源する國民教育の根本精神であると同時に、また國民文化創造の根本精神でもあつて、その源を悠遠なる肇國に發し、常に生々發展を續けて今日に至つてゐる。されば、かかる教學精神が時勢の推移に伴ひ、如何に具現されて來たかを觀ることが、史的考察の樞軸をなすべきは言ふまでもない。教學精神の振興といふことは、今日においても、なほ重要な課題であるから、われらは深く思をこに致して、わが國教學の大精神をその顯現の様相において究め、溫故知新、以て現在及び將來の教學に遺憾なからんことを期しなければならぬ。

第二の觀點

また、鍊成或は修練といふことが、特に今日の課題となつてゐる。教育者の側から言へば、皇國民を鍊成すること、被教育者の側から言へば、皇國の道を修練すること、これが今日の要求である。されば、過去における國民が、各

時代の國民生活に即應する修練として、如何なることを爲し來つたかといふことが、また史的考察の一觀點とならざるを得ない。かかる修練のうち、わが國教學の精神が如何に現れてゐるかを考へ、善美なる修練の傳統的精神を今日に復活せしめ、現代の國民生活に即應する修練を實踐し、以て負荷の大任を果さんと念すること、まさにわれらの任務である。

第三の觀點

教學精神並びに國民生活は、また國民文化として客觀的な形をとつて現れる。教育は常に國民文化を内容としてゐる。この文化を前代より後代に傳承せしめつつ、その創造を促すことによつて、文化の發展を將來し、以て國本を不拔に培ふことが教育の任務である。ここに國民文化の傳承と發展といふことを史的考察の一觀點として取りあげなければならぬ理由がある。わが國は、上世以來、儒教文化、佛教文化を攝取し、さらに明治以後においては西洋諸國の文化を攝取して、しかも常に自主性を失ふことなく、わが國固有の精神、固有の文化を世界的な規模をもつて展開し來つたのである。このやうな國民文化の傳承とその發展とは果して如何に行はれたか。

これを考察して始めて、現在におけるわが國文化に對する嚴正な批判を行ふこともできれば、またわが國文化發展の將來に對して示唆を得ることもでき、醇厚中正にしてしかも國運發展の負荷に任すべき次代國民の育成も企圖されるのである。

第四の觀點

さらに、心がくべきは、わが國教育の歴史的使命を明らかにすることである。教育は歴史的現實に即應して、時代の要求に應じ、國運進展の原動力たる使命を果すべきものである。されば各時代における教學精神の顯現を見、國民生活・國民文化を教育的に考察する際、常にそれが如何なる歴史的使命を果したかといふことに深く思を致さなければならぬ。かくして始めて、教育の史的發達を考察した結論として皇國の世界史的使命と教育との關係が一層具體的に會得されるであらう。けだし、このやうな考察反省によつて、よく現代教育の歴史的使命を遂行すべき方途を考究することができるからである。

これを要するに(一)わが國教學精神の史的顯現を詳かにし(二)國民生活に即應する修練の傳統を究明し(三)國民文化の傳承とその發展とについて考察し(四)わが國教育の歴史的使命を考へ、特にその現代における世界史的使命を體得することが、教育の史的考察において心がくべき主要な點である。われらは史的考察の本義をよく辨へて、記誦の末に馳せることなく、過去を顧み、現在に思を潜め、將來を慮り、國民教育者としての德操・識見を磨き、實踐力を鍊ることに十分の努力を拂はなければならない。

第二章 上世の教育

第一節 肇國精神と教育

教育の淵源

わが國は萬世一系の天皇、皇祖の神勅を奉じて無窮にこれを統治し給ふ。これ、わが萬古不易にして世界無比なる國體の大本である。さうして、この大義に基づき、億兆一心、聖旨を奉體して、克く忠に克く孝に、世々その美を發揮する。これわが國體の精華とするところであつて、わが國教育の淵源、教學精神の源泉もまたここに存する。されば、國體がわが國の永遠不易の根本であり、國史を貫ぬいて炳として日星の如く輝いてゐるやうに、わが教學の精神も、教育の史的發達の基調をなし、子々孫々に傳承せられて國運進展の源泉となり、以てわが國の今日あるを致してゐるのである。

肇國

顧みるに、悠遠なる神代の古、日本書紀に「光華明彩ひかりうらはしくして六合あつちの内うちに照徹とほらせり」と記して、宏大無邊の御稜威を讚へ奉つてゐる天照大神は、伊弉諾

尊、伊弉冉尊による修理固成の大御業を、天地と共に窮りなく彌榮えに榮えしめ給はんとして、皇孫瓊瓊杵尊に、神勅と三種の神器とを授けて、大八洲國に降臨せしめ給うた。ここにわが國體は嚴として定まり、皇位の神聖、國家の永遠性、君臣の大義が闡明されたのである。

祭政教一致

御歴代の天皇は、神鏡奉齋の神勅のまにまに、祭祀によつて皇祖皇宗と御一體とならせ給ひ、皇祖皇宗の御精神に對へさせられ、蒼生を教化撫育せられる御精神を受け継ぎ給ひ、御遺訓を紹述して、以て肇國の大義と國民の履修すべき大道とを明らかにし給ふ。これ、天皇の國をしろしめす御精神である。

神を祭らせ給ふことは、皇祖皇宗の御精神を繼いで國をしろしめし給ふことであり、國をしろしめし給ふことは、民草を教へおもむけ給ふことである。祭政・教は、それぞれその趣きを異にしなから、その根本においては一致する。かくて、わが國教育の大本は、天皇が皇祖皇宗の御遺訓を紹述して、國民の履修すべき大道を昭示し給ひ、國民を教化撫育し給ふところにある。

わが國の教育は、決して私のはからひごとではなく、天皇の教化撫育の御精神を奉體して、國體を護持し、いよいよ國體の精華を發揚し、以て天業恢弘の大御業を翼賛し奉るやう國民を鍊成することにはかならない。このやうに、わが國教育の大本は肇國と共に嚴として定まり、永遠に搖がないのである。

神武天皇創業の御精神

御歴代の天皇が、天照大神と御一體とならせ給ひ、祭祀と政治と教育とを一如としてとり行はせられ、天業恢弘の大理想をいよいよ實現し給ふことは、これを夙に神武天皇創業の御精神に拜することが出来る。神武天皇は九州の地を發し、大和に入り給ひ、その地方を平定して、ここに始めて天皇の御位に即き給うたが、御即位に先だち、皇居を造營せさせ給ふにあつて、夫れ大人（ひじり）の制（のり）を立つる、義必（ことわり）ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖造（ひじりのわざ）に妨（たが）はむ。且當（また）に山林（やま）を披拂（ひらきはら）ひ、宮室（みやみや）を經營（をさめつく）りて、恭（つつし）みて寶位（たかみくらゐ）に臨み、以て元元（おほみたら）を鎮（しづ）むべし。上は即ち乾靈（あまつかみ）の國を授けたまふ徳（うつくしび）に答へ、下は則ち皇孫（すみま）の正（ただしき）を養ひたまひし心（みこころ）を弘めむ。然して後に六合（くこのうち）を兼ねて以

て都を開き、八紘（あめのした）を掩（おほ）ひて宇（いへ）と爲（な）むこと、亦可（よ）からずや。 （日本書紀）

と詔らせ給うた。これ實に天照大神の御精神を紹述して、天業恢弘の大理想を明らかにし給はんとする宏遠なる御宣言と拜し奉るところである。神武天皇の御創業、御經綸が天照大神の御精神を紹述し給ふところにあることは、天皇の四年春、詔して、

我が皇祖（みおや）の靈（みたま）や、天（あめ）より降（くだり）鑒（ひか）りて、朕（み）が躬（み）を光助（あきすけ）けたまへり。今諸（あまた）の虜（あだ）已（や）に平（な）ぎ、海内（あめのした）無事（しづか）なり。以て天神（あまつかみ）を郊（ま）祀（まつ）りて、用（もち）て大孝（おほなつかひ）を申（まを）べたまふ可し。 （日本書紀）

と宣ひ、靈時を鳥見の山中に設けて、皇祖を祀り、親ら報本反始の誠を致し、以て國民に範を垂れさせ給うたことによつて明らかである。

さらに、崇神天皇が四道將軍を發遣し給ふにあつては、詔して、民を導くの本は、教化（をしへ）くるに在り。今既に神祇（かみかみ）を禮（むか）ひて、災害（わざはひ）皆耗（つ）きぬ。然れども遠荒（とほき）の人等（ひとら）、猶正朔（ただし）を受けず、是れ未だ王化（きみのおもむけ）に習（な）はざればか。其れ群卿（まへつきみたち）を選（えら）びて、四方に遣して、朕（み）が憲（のり）を知らしめよ。 （日本書紀）

崇神天皇四道將軍發遣の御精神

と仰せられてゐる。教化の二字は、わが古書には、ここに始めて見えるものであるが、その御精神に至つては、皇祖天神の御遺訓を紹述し給ひ、祭政教一如の御趣旨をいよいよ明らかにし給うたものである。

右によつて明らかかなやうに、わが肇國の大精神は、現御神であらせられる萬世一系の天皇が、天壤と共に窮りなくわが國をしろしめし給ひ、祭祀と政治と教育とを一體としてとり行はせられ、八紘爲宇の大理想を顯現し給ふところにある。されば、わが國教育の史的展開は、われら臣民が、御教化御撫育の大御心を奉體して、神恩皇恩に應へ奉り、それぞれの時代における教育の使命を果し、以て皇運を扶翼し、皇基を振起し奉つたところに、その精華が存するのである。

第二節 氏族生活と教育

一、氏族生活

家の根源として
の氏族

わが國は上に天皇を戴く一大家族國家として古今を貫ぬいてゐる。こ

のやうな一大家族國家の分節は現在では個々の「家」であるが、太古にあつては、それは家の根源たる「氏族」であつた。されば、われらが祭祀を重んじ、祖先を尙び、いよいよ家名の擧がらんことを願ひつつ子孫を教育する精神は、早くもこの氏族生活のうちに明らかに看取することができる。この時代には、あらゆる生活が氏族を中心として行はれてゐたから、氏族生活は、教育の點から見れば、現代の家族乃至家庭生活のもつ意義よりも遙かに重大な意義をもつてゐたのである。

氏族生活

各氏族は氏人とそれに屬する部曲かきまの民とから成り、一定の地域に居住し、一人の氏上うぢのうぢに統率され、同祖同胞の意識によつて結合し、和衷協同の生活を營んでゐた。氏上はその氏族の生活の中心であり、その共同の祖先たる氏神を祭祀し、氏族を代表して、一定の職業をもつてすべての氏族の宗家と仰ぐ皇室に仕へ奉つた。中臣氏は天兒屋根命の後裔として、忌部氏は太玉命の後裔として、共に神祭に與り、大伴氏は道臣命の後裔として、宮門の警衛に當るといふやうに、各氏族の職業は世襲的であつて、氏人は日常生活に必要

な仕事に従事すると共に、この一定の職業を公の職として代々受け継ぎ、奉公の誠を致したのである。

二、教育の精神

わが上代の人々にとつては、氏族生活を營むことが、とりもなほさず、各氏族の宗家たる皇室に仕へまつることであつた。それ故、各氏族はそれぞれの祖神を崇敬し、その氏上に仕へると共に、國民全般の祖神と仰ぐ天照大神を崇敬し、その御子孫たる皇室を尊崇し奉り、天皇を現人神、現御神として仕へ奉つた。かくて各氏族を中心とする敬神崇祖は直ちに皇室を中心とする敬神崇祖に連なり、孝は直ちに忠に結びついてゐたのである。大伴家持の歌に、「人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと 言ひ繼げる」(萬葉集卷第十八)とあるのはまさにこの時代における忠孝一本の精神を傳へるものである。しかもこの精神は國史を貫ぬく國民道德の大本であつて、氏族制度崩壞の後、家族制度のうちに生きて、國民道德を育成し、以て今日に及んでゐる。

氏族生活に
おける忠孝
一致

祖の名を絶たないといふことは、この時代にあつては、世襲の職業を守り傳へて祖先の名を恥かしめず、いよいよ家名を擧げることであつた。各氏族はそれぞれ父祖傳來の業に勵み、職域奉公の實を表すことを無上の名譽とした。「高橋氏文」を讀む者は、高橋氏の祖磐鹿六雁命が誠心以て景行天皇に奉仕して、遂に食饌を供する職を勅宣によつて命ぜられたことに、その子孫が無上の誇を感じてゐたことを知るであらう。このやうに家名の尊重は直ちにまた忠君であつた。

武勇を尙んだこの時代においては、武をもつて立つ氏族の誇はまた一入であつて、祖業を守り、後世に語り傳へられるやうな名を立てることを第一の理想として一族を教育した。大伴家持の族に喩す歌一首并に短歌はその好箇の一例である。

ひさかたの あまのとひらき たかちほの たけにあもりし すめ
ろぎの かみの御代より はじゆみを たにぎりもたし まかごや
を たばさみそへて おほ久米の ますらたけをを さきにたて

家名尊重
職域奉公

ゆぎとりおほせ 山河を いはねさぐみて ふみとほり くにまぎ
しつつ ちはやぶる 神をことむけ まつろはぬ ひとをやはし
はききよめ つかへまつりて あきつしま やまとのくにの かし
はらの うねびの宮に みやばしら ふとしりたてて あめのした
しらしめしける すめろぎの あまの日繼と つぎてくる きみの
御代御代 かくさはぬ あかきころを すめらべに きはめつく
して つかへくる おやのつかさと ことだてて さづけたまへる
うみのこの いやつぎつぎに みるひとの かたりつぎてて きく
ひとの かがみにせむを あたらしき きよきその名ぞ おほろか
に ころおもひて むなごとも おやの名たつな 大伴の うち
と名におへる ますらをのとも

しきしまの倭の國にあきらけき名におふとものをころつとめよ
劔刀いよよとぐべし古ゆ清けくおひてきにしその名ぞ(萬葉集卷第二十)
とある。一族に對する教訓に現れる精神は、子孫の教育にも現れて、わが子

の成長するにつけても家名を擧げるやうな人物になれかしの念願とな
る。家持の「勇士の名を振ふを慕ふ歌一首并に短歌」はかかる理想を物語る
ものである。

ちちの實の 父のみこと ははそ葉の 母のみこと おほろかに
情盡して 念ふらむ その子なれやも 丈夫や むなしくあるべき
梓弓 すゑふりおこし 投矢もち 千尋射渡し 劔刀 こしにとり
はき あしひきの 八峰ふみ越え さしまくる 情障らず 後の代
の かたりつぐべく 名をたつべしも

丈夫は名をし立つべし後の代に聞き繼ぐ人もかたりつぐがね

(萬葉集卷第十九)

しかもかかる教育理想は單に武をもつて立つ氏族のみではなくて、如何な
る氏族にも共通の教育理想であつたと考へられる。山上憶良の歌に、
士やも空しかるべき萬代に語りつぐべき名は立てずして(萬葉集卷第六)
とあるのも同じ心を表すものである。

三、教育の方法

言語による
傳承

古語拾遺の卷頭に「蓋し聞く、上古の世未だ文字有らず、貴賤老少口口に相傳へ、前言往行存して忘れず。」とあるやうに、この時代には言語による傳承の形式によつて、將來に傳ふべきものを語り傳へたのである。上古には特に重要な古事を傳承するために、語部かたぐべといふ専門の職業さへ設けられてゐた。これは單に皇室のみでなく、氏族の内部にもかかる傳承があつたと考へられる。稗田阿禮の語り傳へた内容が神代からの古事であり、本教ほんきょうであつたやうに、氏族の内部における傳承は、その氏族に關する古事であり、家訓とも見られる祖先の「言立ことだて」であつた。「高橋氏文」もかかる傳承であり、古語拾遺も忌部氏の語り傳へを記録したものであり、かの有名な海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大皇おほみかみの 邊にこそ死なぬ 顧みは せじせじ（萬葉集卷第十八）といふ「言立」は大伴佐伯氏が子々孫々に語り傳へたものである。

しかもこのやうな傳承こそ、或は皇室の祭祀に際して、或は氏族の祭祀に

あたつて、事ある毎に朗誦されて、上古の人々の精神を鼓舞し、その心に、尊皇心は言ふに及ばず、愛國心や家族的精神を呼びさまし、その精神的教育の樞軸を成してゐたのである。

實踐による
傳承

第二に考へなくてはならないことは、氏族生活そのものによる修練である。この時代には、神代に引き續き、祭祀、道德等の精神的な文化のみならず、農業、工藝その他の文化もますます發達を遂げて、未だ學校教育の如き具案的組織的な教育は行はれなかつたけれども、かかる文化の傳承、發展を企圖する教育が、氏族生活の内部で行はれてゐた。氏人及び部曲の民は、氏上に統率されて、皇室に仕へ奉り、祖神を祭祀し、秩序ある生活をなし、日常生活に必須なものをある程度までみづから生産すると共に、世襲の職業に精勵した。かうした生活のうちに成長することが、即ち未成年者に取つては、祭祀、君臣父子兄弟夫婦等の間の道德、生活技術、世襲の職業等に關する不斷の修練であつた。

このやうな言語及び實踐による傳承は、教育の原本的な方法であつて、學

校教育の如き具案的組織的な教育の方法が行はれるやうになつた後においても、なほ重要な意義をもつものであり、今日においてもわれらに示唆する點が少くない。

第三節 大陸文化の攝取と教育

一、大陸文化の攝取と教學精神

わが國上世における文化教育に一時期を劃したものは大陸文化の攝取である。肇國以來悠久の時を通じて生々發展して來た固有の文化は、國民生活の充實、國家的基礎の強化と相俟つてますます發展を遂げてゐたのであるが、三韓の服屬を機として大陸文化との交渉を深め、多くの歸化人の渡來があり、諸般の藝術、各種の文化が移入されてわが國民の教學内容を擴大する機縁となつた。就中、應神天皇の御代に儒教が傳來し、さらに降つて欽明天皇の御代に佛教が傳來するに及んで、ここに國民文化は飛躍的な發展を遂げ、大陸文化を採擇攝取しつつ、わが國固有の精神を展開せしめる態勢

大陸文化攝取の意義

を整へるに至つた。

このやうに、大陸文化の攝取が、皇室の御先達により國策として行はれたことは、大陸文化の影響がわが國に及び、わが國が單にそれを受容したといふことではない。思ふに、明治天皇が五箇條の御誓文の中に、「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と宣うたやうに、採長補短のため、寛容な態度で外國の文化に接し、常に自主的な立場を守りつつ、異國の文化を攝取して固有の文化の發展に資し、外來の文化を醇化してよく皇基を振起し來つたところ、皇國の偉大性の一つが見られる。しかも、かかる外國文化攝取の態度は、最も顯著に聖德太子において拜される。まことに、太子は諸の學問を一身に體し、この理想を躬ら實踐し給うたのである。

さきに、崇峻天皇の御代、隋の統一が成るに及んで、その勢威はとみに増大し、強大なる中央集權國家として我に對するに至つた。しかるに國內の情勢は、氏族制度の餘弊が漸く激化し、少數氏族が次第に有力化して、遂には派閥抗爭を事とするやうになり、内憂外患交、到り、わが國はここに國歩艱難の

聖德太子と教育

一大危機に直面するに至つた。されば、かかる情勢を打破して、内、國內体制の統一強化によつて豪族の擅權を抑へ、外、隋の勢威に對することが焦眉の課題となつた。

けだし、國內體制を強化し、豪族割據の弊を打破して、皇室を中心とするわが國本然の姿を顯揚するためには、國內制度の改新、國民教化による國內大和の實現、國民文化の向上等が何よりもまづ必要であつた。この大精神が聖德太子の御事業に現れて、儒教文化、佛教文化の飛躍的な同化といふ國策となつたのである。

太子が攝政として、冠位十二階を定めて人材登庸の理想を明らかにし給うたのも、憲法十七條を制定して肇國の精神たる一君萬民の體制確立の理想を闡明し給うたのもこの御趣旨である。また、太子が法隆學問寺を創立し給うたのも、留學生を派遣し給うたのも、この御精神にはかならない。

中にも、憲法十七條は漢文で作られて百官庶民に示されたものであり、その中には詩經、書經、易經論語、左傳禮記等多くの漢籍並びに佛書より出でた

辭句があるが、太子はそれらを渾然一體として、わが國體の本義を闡明し、第一條には「以和爲貴」と詔うてわが國固有の精神たる「和」の貴き所以を説かれ、また第三條には「承詔必謹、君則天之、臣則地之」と詔ひ、さらに第十二條には「國靡二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主」と説いてわが國における君臣の大義を明らかにし給うた。また第二條に「篤敬三寶」と仰せられたのは、佛教により國民を教化し、派閥抗爭の惡弊を芟除し、枉れるを直くし、以て「和」を實現せしめんとされたのである。このやうに、太子は佛教を攝取せられつつも、わが惟神の大道をいよいよ宣揚せられ、憲法十七條制定の三年後（二二六七）には、敬神の詔を發し、群臣を率ゐて神祇を祭祀し給うた。また太子の御筆に成る三經義疏は、大乘佛教の精髓を採るといふ立場に立ち給ひ、數多い支那譯經のうちから特に勝鬘維摩法華の三經を選び出され、太子独自の御見解によつて、それに義疏を施し給うたものである。かく考へると、太子は、日本佛教の祖であらせられると共に、日本儒教の振興者であらせられる。

外國文化を攝取し、それを皇道の羽翼として活用して行く精神は、實に聖

徳太子の御垂範によつて決定され、永くわが國文化進展の一原動力ともなり、後、西洋文化の攝取に際しても現れて、わが國教學の内容を豊富にし、今や世界的な規模をもつてわが國固有の文化を發展せしめる基礎を成してゐるのである。

二、儒教文化と教育

儒教文化の傳來は、應神天皇の御代、百濟より論語十卷、千字文一卷を獻じ、これと共に渡來した阿直岐及び王仁に、皇太子菟道稚郎子が就いて學び給ひ、その義に通曉し給うたのを始とする。漢籍の傳來はその後引き續いて行はれ、繼體天皇の御代には百濟より五經博士段楊爾等の渡來があり、漢字をもつて表記するわが國教學の氣運は漸く發展することとなつた。

欽明天皇の御代に及んでは、學術の傳來はさらに多方面に互り、百濟が勅を奉じて易博士・曆博士・醫博士・採藥師等を貢つた。同じ御代にまた佛教の傳來があり、かくて、儒教・佛教に伴なつて、陰陽・曆・醫藥の學等が廣汎にかつ頻繁に大陸より傳來しつつある間に、時代は推古天皇の御代に至り、聖徳太子

孔子

がこれらの諸學を一身に體得實踐せられ、ここに肇國の精神に基づく國內組織改新の理想を掲げ給うたのである。

儒教は古來支那に發達してゐた思想が孔子によつて大成され、その門流によつて祖述された教であつて、政治・道德の要道を示すものである。孔子は綏靖天皇の御代（二一〇）即ち周の靈王二十一年、魯の昌平郷に生まれ、十有五にして學に志し、三十にして立ち、五十にして天命を知つた。そこで理想とするところを實地に施さんとして諸侯に遊説したが、志を得ず、郷里に歸り、専心門人の教育に力を盡くすこととなつた。

孔子は「唯上知與下愚不移」として教育効果の限界を認め、たけれども、「性相近也、習相遠也」と説いて教育の力を信じ、「學而不思則罔、思而不學則殆」、「不憤不啓、不悱不發、舉一隅不以三隅反、則不復也」と述べて、自奮自勵を要求し、諄々として子弟を誨へて倦むことを知らなかつた。その人格たるや、子貢の言ふが如く、溫良恭儉讓、子弟の素質・特性に應じて長所力量を伸暢せしめたので、來り學ぶものおよそ三千人、永く支那隨一の聖人と仰がれ、その教は中華民

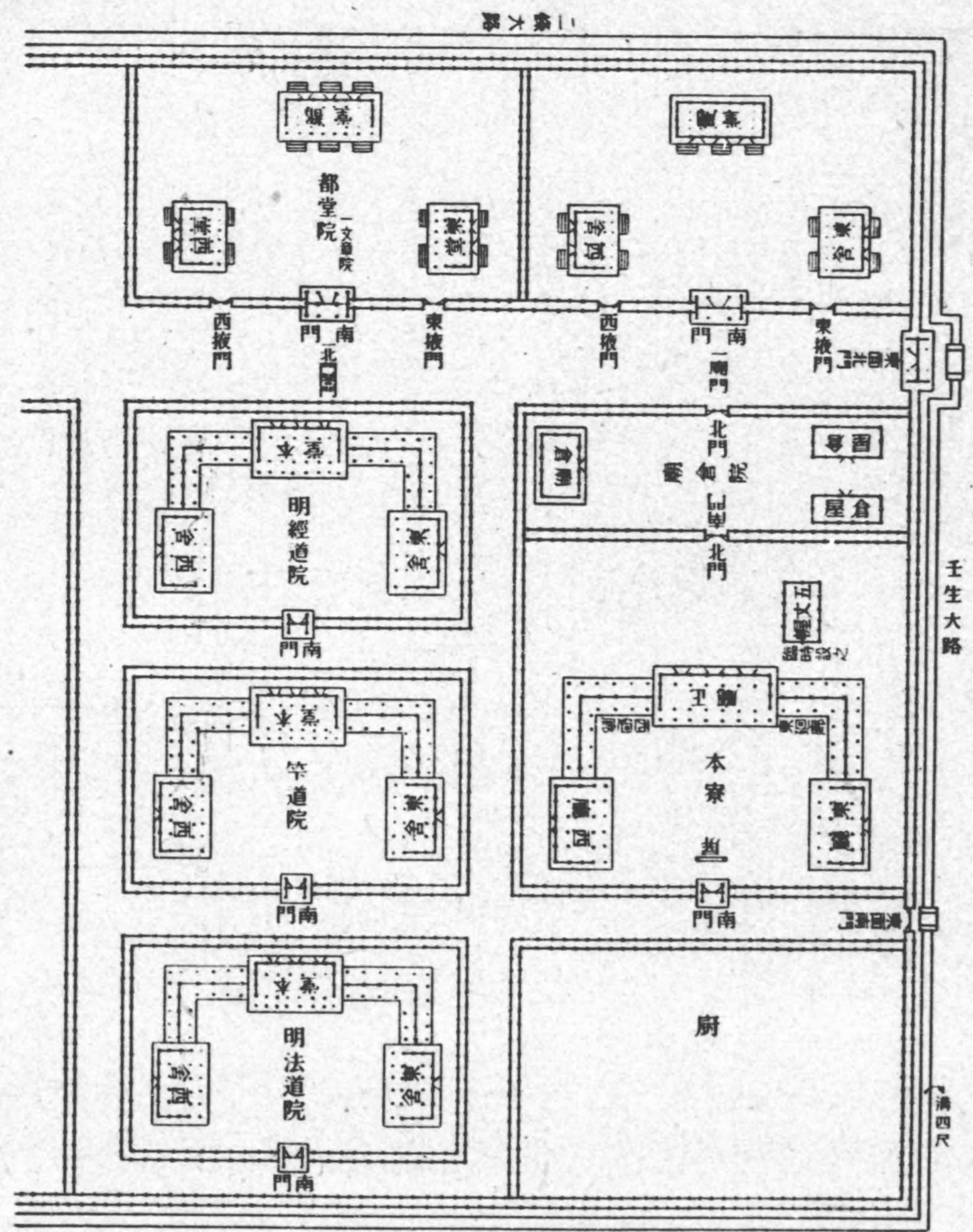
儒教と教育

國教育の指標となつてゐる。

孔子は政治の要路に立つてみづから天下に道を行ふことはできなかつたが、その説くところは君子の學であり、修己治人の教であつた。君子は人民を治めると共に人民を教導する天職をもつ。即ち儒教においては五倫五常を體得した有徳者が指導者となつて政治を行ひ、民を教化すべきことを理想とするのである。されば、教育においても、王侯がみづから儒教道德の體現者となり、君子たるべき士大夫を養成することが求められると共に、被治者に對して、王侯士大夫の指揮を受けてその身を處理し、その徳性を發揮せしめるやう教化を行ふことが求められる。かくて支那に發達した教育の制度は、概ね官吏として政治の任に當り、王侯を輔佐して人民を導くべき人格を養ふことを主眼とした。わが國の學令を制定する際に參照された唐の學令も、このやうな趣旨によつて定められたものであつた。

儒教の道德は仁を説き、具體的には五倫、即ち君臣父子夫婦長幼朋友の道を主とする。それ故この教は一大家族國家たるわが國固有の精神に合致

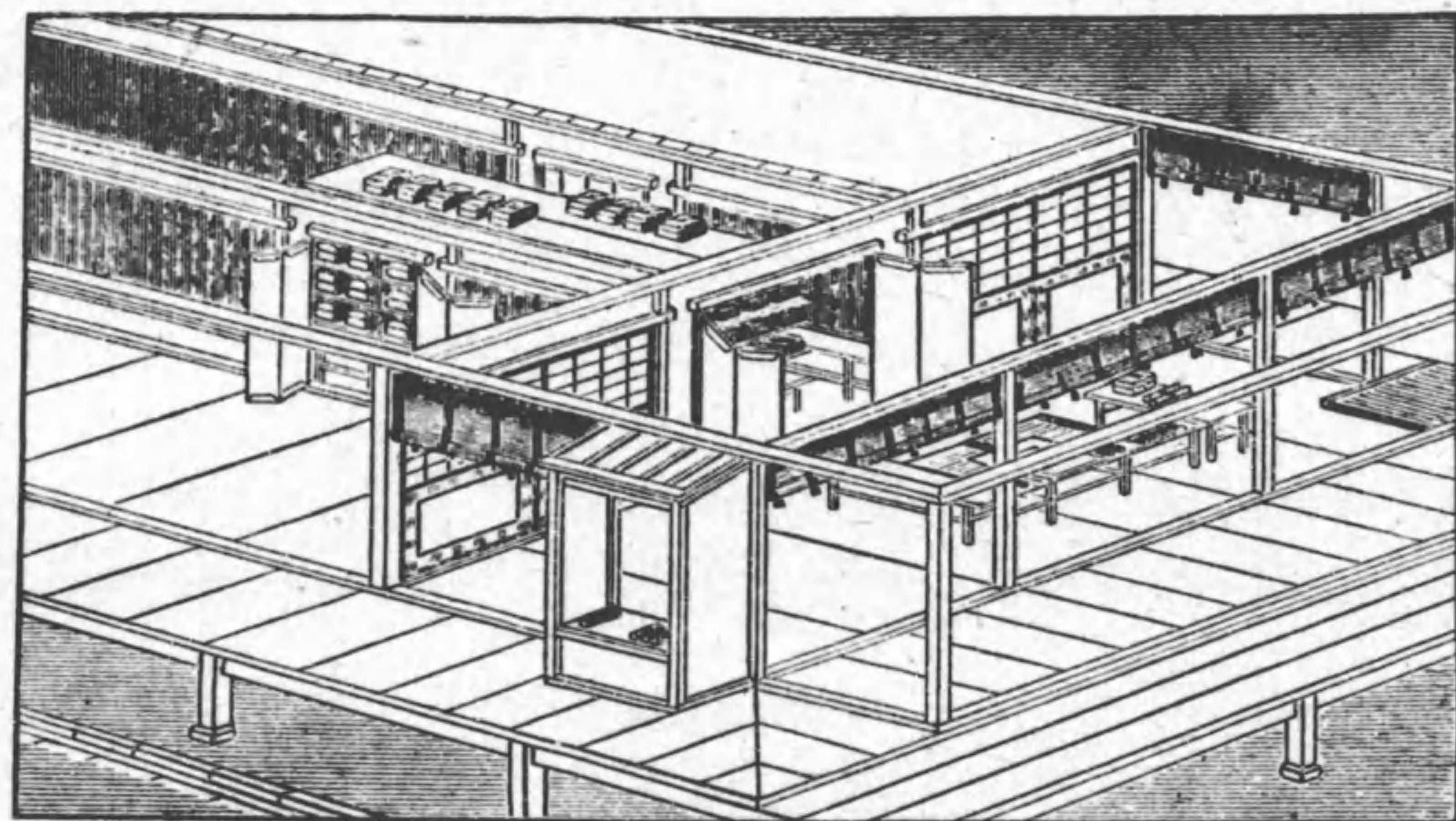
儒教とわが
國固有の精
神



大學寮圖
平安時代

人難曰 田字廣
 開序序勸勵諸書
 震之下致響何是
 若大唐城坊之置同
 塾善教者作縣、
 開鄉學廣導多於
 是似才子滿城藝士
 盈園今見華城但
 有一大學正有開塾
 是故有賤子弟至西河
 津速坊好事注運多
 夜々建此一院普濟童
 蒙不之善乎維者曰

綜藝種智院式并序の一部



紅梅殿

菅原道真は書齋紅梅殿を廣く世に開放して篤志のものに閱覽にまかせた。ここに學んで立身したもの多く、世にこれを龍門と稱したといふ。

する點が多く、比較的容易に攝取されて、わが國民道德の理論的究明と體系の樹立とに貢獻すると共に、それに伴ふ制度・文物によつてわが教學内容を豊富ならしめた。しかも儒教の攝取にあつては、常に自主的な態度が執られたので、儒教のうちに含まれてゐる易姓革命等の思想は全く排除されたから、毫もわが國體に反するやうなことはなく、儒教の精髓は今にわが國に生かされてゐると考へられるのである。

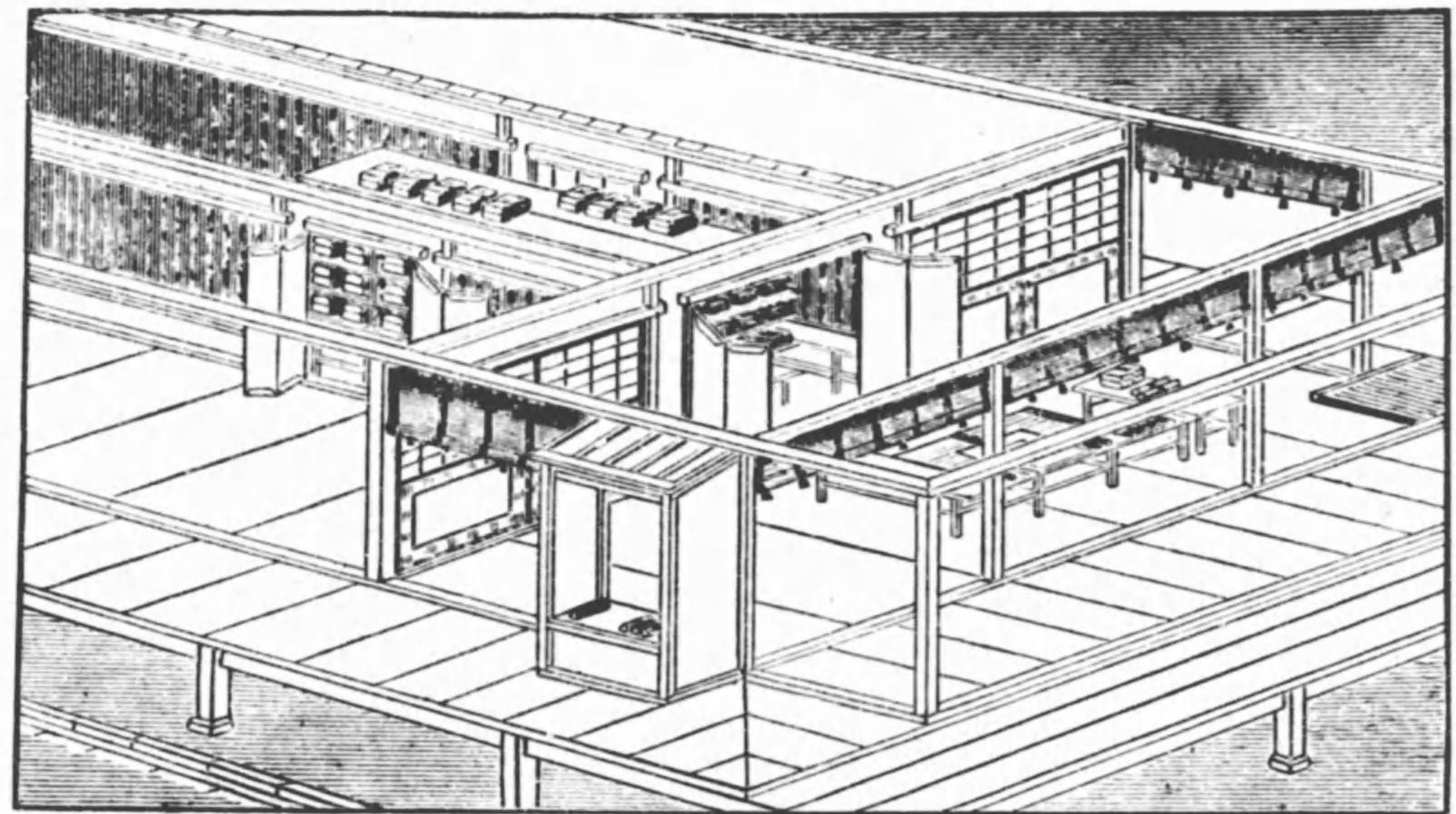
皇室におかせられては、菟道稚郎子が阿直岐及び王仁に就いて儒學を學び給うたのを始として、御歴代の天皇が儒學を御獎勵になつたので、吉備眞備菅原道眞等の數多の洪儒が輩出し、さらに、古事記を始め多くの書籍が著作される原因ともなつた。

三、學令と教育

大化改新と
 學令
 氏族制度の餘弊を打破して、一君萬民のわが國體の本義を顯揚し、國內組織を整備し、學藝を獎勵して國民文化の水準を高め、以て隋唐に對抗せんとし給うた聖德太子の崇高な御理想が政治上の革新となつて現れたのが孝

人難曰 國字廣
 開序序勸勵諸書
 霍之下致響何若
 若大唐城坊之置問
 塾若教者館縣、
 開鄉學廣導其於
 是似才子滿城士
 盈國今見華煤但
 有一大學至有開塾
 是似貧賤子弟各門
 津速坊好事注選多
 使々建此一院普濟
 蒙不之善乎維者曰

綜藝種智院式并序の一部



紅梅殿

菅原道眞は書齋紅梅殿を廣く世に開放して篤志のものに閱覽にまかせた。ここに學んで立身したものが多く、世にこれを龍門と稱したといふ。

する點が多く、比較的容易に攝取されて、わが國民道德の理論的究明と體系の樹立とに貢獻すると共に、それに伴ふ制度・文物によつてわが教學内容を豊富ならしめた。しかも儒教の攝取にあつては、常に自主的な態度が執られたので、儒教のうちに含まれてゐる易姓革命等の思想は全く排除されたから、毫もわが國體に反するやうなことはなく、儒教の精髓は今にわが國に生かされてゐると考へられるのである。

皇室におかせられては、菟道稚郎子が阿直岐及び王仁に就いて儒學を學び給うたのを始として、御歴代の天皇が儒學を御獎勵になつたので、吉備眞備菅原道眞等の數多の洪儒が輩出し、さらに、古事記を始め多くの書籍が著作される原因ともなつた。

三、學令と教育

大化改新と學令
 氏族制度の餘弊を打破して、一君萬民のわが國體の本義を顯揚し、國內組織を整備し、學藝を獎勵して國民文化の水準を高め、以て隋唐に對抗せんとし給うた聖德太子の崇高な御理想が政治上の革新となつて現れたのが孝

徳天皇の大化改新であつた。この大化改新の衝に當らせられたのは中大兄皇子にましました。皇子は藤原鎌足と共に南淵請安みなぶちのしやうあんに就いて儒學を學び給ひ、隋唐の制度を參考とし、この改新を斷行し給うたのである。天業恢弘の御意圖をもつて、氏族世襲の官制を廢し、人材登庸を原則とする八省百官の新體制を作り、國司郡司による地方行政機構を樹立し、班田收授の法と租庸調の税制による國家經濟の組織を設け給ふ等、國家經綸の一大改新であつて、まことに明治維新の先蹤とも言ふことができる。

明治維新において新政を行ふためには教育制度の確立が要求されたやうに、大化改新においても新政の運用はまさに教育制度の樹立を必要とした。されば天智天皇は學校を設け鬼室集斯きしつしゆを學職頭まなぶつかさどに任じ給ひ、學術を奨勵し給うたのである。大寶令に定められた大學はこの天智天皇の設け給うた學校を擴充したものであつた。

大寶律令は文武天皇大寶元年（二三六）に、唐の制度を參照して制定され、律令そのものとしても濃厚な教化的色彩をもち、その一部たる學令は、國民教育史上特筆すべきものであつて、わが國教育に關する成文法の嚆矢である。しかも、大學國學設立の理想たるや、學校國營により、人材を養成し、學問を興隆せしめ、以て國威の伸暢を圖らんとしたものであつて、そぞろに明治初年の學制頒布に引き續く一連の教育改新運動を想起せしめるものがある。

學令の内容
大學 學令によれば主な學校として大學と國學との二種がある。大學は國都に設けられ、正しくは大學寮と稱し、式部省（後淳仁天皇の御代に文部省と改稱）の管掌に屬してゐた。その入學資格としては、

凡大學生、取五位以上子孫、及東西史部子爲之、若八位以上子情願者聽。

頭一人、助一人、大允一人、小允一人、大屬一人、小屬一人、博士一人、助教二人、學生四百人、音博士二人、書博士二人、算博士二人、算生卅人、使部廿人、直丁二人。

と規定されてゐる。即ち寮には頭・助・允・屬の四部の事務官があり、これと共



に明經・音・書・算の四道の教官がある。明經の教官を單に博士といひ、その下に助教がある。音・書・算の教官をそれぞれ音博士・書博士・算博士と稱した。しかもこれら大學諸官吏には位階が大寶令によつて定まつてゐた。明經道は前記の如く學生四百人を收容したのであるが、その教科としては、

凡經、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲一經、孝經、論語、學者兼習之。

と規定されてゐる。これらの課程は唐制を參考とされたことは明らかであるが、唐制には春秋公羊傳、春秋穀梁傳、老子なども含められてあるに對して、それを除いてわが國独自の立場から修正を加へられたものである。また學生は上記の課程を選修するのであるが、それには次の如き規定が設けられてゐた。

凡禮記左傳、各爲大經、毛詩周禮儀禮、各爲中經、周易尙書、各爲小經、通二經者、大經內通一經、小經內通一經、若中經、卽併通兩經、其通三經者、大經中經

小經各通一經、通五經者、大經並通、孝經論語須兼通。

音道といふのは音博士から經書の支那音を學ぶのである。音道と書道とは専攻生がなくて、明經の學生がこれを兼修した。算道は算生三十人を收容することとなつてゐて、その教科書は明經道の如く法定されてゐる。

諸道の教科書が法定であつたのみならず、その註釋書も一定してゐて學生は専ら教科書及び註釋書を學修して十日毎に行はれる試問及び學年末（七月）の試問に應じた。入學の日も修業年限も一定してゐないが、在學九年にして貢擧に堪へない者や、師教に率はない者や、缺席の多い者は退學を命ぜられることになつてゐた。

國學 地方には國毎に國司の管轄に屬する國學を設ける規定であつたが、九州だけは合併して一校とし、太宰府に學業院を置いた。國學の入學資格としては、

國學生、取郡司子弟爲之、並取年十三以上十六以下聽令者爲之。

と規定され、聽令な者は庶民の子弟をもこれに收容したことがわかる。そ

の組織としては、

凡國博士醫師、國別各一人、其學生、大國五十人、上國四十人、中國卅人、下國廿人、醫生各減五分之二。

とあつて、國都の大學寮と典藥寮とを小規模にして併置したやうなものであつたと考へられる。當時國司は中央から派遣したが、郡司は地方の有力者を任用したから、郡司の子弟を收容する國學が地方教育の重要な機關となつたのは言ふまでもない。

大學及び國學の學生は、法定の課目を學習し終れば、貢舉即ち官吏登庸試験に應じて、これに及第すれば官吏に叙任されることになつてゐた。

以上は式部省に屬する教育機關であるが、なほこれ以外に、特殊な職業教育の機關として、國都に、陰陽寮・典藥寮・雅樂寮があつた。陰陽寮は中務省に屬して天文・曆數の教育を掌り、典藥寮は宮内省に屬して醫藥の教育を掌り、雅樂寮は治部省に屬して音樂の教育を掌つたのである。

學令の實施とその變遷

盛大となり、その内容も時勢の進運に應じて改められ、平安時代初期には極盛期に達した。これより先、奈良時代に明經・音書・算の四道のほかに、明法・文章の二道が加はつて六道となつたが、平安時代に入ると、文章博士は文章と紀傳とを併せて教授したので、紀傳博士とも稱せられるやうになり、當時の文學隆盛の氣運に乗じて諸道の博士の首位を占めるに至つた。

平城天皇大同元年（二四六）には、勅して諸王及び五位以上の子孫にして十歳以上の者はみな大學に入り業を分つて教習すべきことを命じ給ひ、嵯峨天皇弘仁三年（二四七）には、經國治家、莫善於文、立身揚名、莫尙於學、（日本後記）と詔ひ、平城天皇の勅を當時の事情に應ずるやう緩和し給ふと共に、大いに教學を獎勵し給うた。さらに、淳和天皇は、天長元年（二四八）五位以上の子孫にして二十歳以下の者は義務的に大學に入るべきことを命じ給うた。

かくの如く、御歴代教學の獎勵に大御心を盡くさせ給うたので、學生の數も次第に増加したのである。孝謙天皇の天平寶字元年（二四一）には大學寮田二十町を置かれたが、桓武天皇の延暦十三年（二四五）には、勅して、

去天平寶字元年所置大學寮田廿町、生徒稍衆、不足供費、宜更加置越前國水田一百二町、通前一百廿餘町、名曰勸學田、贍給生徒、令遂其業、日本後記と仰せられ、田地を追加してこれを勸學田と名づけ給うた。さらに淳和天皇も山城に三十餘町、河内に五十五町の田地を追加し給ふなど、皇室の御奨學によつて大學はますます隆盛に赴いたのである。

曹司の勃興

大學の隆盛を示すものとして、特に重視さるべきものに、曹司の勃興がある。曹司とは有力な氏が子弟の大學教育に便ならしめんがために設けた寄宿舍兼研究室の如きものである。そのうち特に大學構外にあるものを別曹と言ふ。大學構内の曹司としては菅原大江兩氏が支配した文章院があり、これは東西兩曹司より成り、西曹の始祖は菅原清公、東曹の始祖は大江音人と言はれる。別曹のうち最も古いものは和氣廣世の創立した弘文院であるが、最も榮えたのは藤原冬嗣の設立した勸學院である。勸學院の雀は蒙求を囀る。とは後世の言葉と考へられるが、しかもなほ當時の隆盛をしのぶことができらう。そのほかに嵯峨天皇の皇后(檀林皇后)が御

弟橋氏公と相議して設立せられた學館院、在原行平の設けた奨學院などがあつた。

綜藝種智院

なほ、このほかに天長五年(二四八八)僧空海によつて創立された綜藝種智院がある。これは純然たる私學であり、唐の閩塾に倣つて貴族僧侶のほか庶民にも學校教育を授けんとしたもので、教科目としては儒佛を併せ課した。その設立の趣旨を空海は「綜藝種智院式并序」のうちに次の如く述べてゐる。

大唐城坊坊置閩塾、普教童稚、縣縣開鄉學、廣導青衿、是故才子滿城、藝士盈國、今是華城、但有一大學、無有閩塾、是故貧賤子弟、無所問津、遠坊好事、往還多疲、今建此一院、普濟瞳矇、不亦善哉。

また、

若有青衿、黃口志學、文書絳帳、先生心住、慈悲思存、忠孝不論、貴賤不看、貧富隨宜、提撕、誨人不倦。

として、忠孝を念じて子弟を教養すべきことを述べてゐる。綜藝種智院は

官學の衰頹
と家學

かくの如く珍らしい教育機關であつたが、空海の入寂後その志を繼ぐものなく、久しからずして荒廢に歸したのは遺憾である。

さて、人材養成の爲に設立せられた大學は一時隆盛を極めたが、降つて平安時代中期に入るに及び、官職は漸く世襲的となり、攝政關白は藤原氏一門に定まり、それと共に學問までも世襲的となり、加ふるに、遣唐使廢止の影響を受けて、漢學が衰へたために、儒學中心のこれら教育機關は漸次衰頹して、學問は家學として學問の氏によつてのみ維持されるやうになつた。特に治承元年（八三七）の大火で大學寮が焼失し、これと共に、文章院、勸學院等も焼失してからは、勸學院のみは再興されたが、大學寮は再興されず、諸の學は、それぞれの氏によつて維持されたのである。中にも、明經道の清原氏、明法道の中原氏、文章道の菅原、大江兩氏、算道の三善、小槻兩氏等が有名である。

しかし、漢學は衰へたけれども、平安時代初期まで、漢學の盛んな頃は支那の歴史、制度、文學等の研究を主として、皇國の事はおろそかにする傾向があつたが、平安時代中期より次第にわが國の先例、典故を尙ぶやうになり、大陸

とは離れて、わが國独自の教學發展の基礎がいよいよ固められることになつたのである。

四、佛教文化と教育

佛教文化の
傳來

儒教文化に次いで、しかも、それに劣らずわが國の文化及び教育に重大な影響を與へたのは佛教文化である。佛教の傳來は、儒教の傳來後およそ二百六十年を経て、欽明天皇の御代（二二二）に、百濟の聖明王が佛像、經論を獻じたのもつて始とする。さうして佛教の興隆が皇室の御方針として取り上げられ、劃期的な發展を示すに至つたのは聖德太子が出で給うてからである。これよりわが國民は佛教の發達に附隨して、大陸に發達した諸の文物を攝取して、國運の發展、國民文化の向上に資するところが極めて大きかつた。

釋迦

佛教は釋迦牟尼を教祖として印度に起つた。釋迦は、綏靖天皇の御代、迦毘羅城に生まれ、長じて人生の無常を歎じ、生老病死の四苦に惱む人生を解脱して永劫の眞理を求めんと志し、出家して、或は婆羅門の僧に就いて學び、

或は苦行したが、なほ得るところがなかつた。やがて苦行を捨てて、佛陀伽耶に至り、菩提樹の下に坐して瞑想を凝らし、遂に豁然として天地人生の真相を悟り、佛陀(覺者)となつた。これより釋迦はこの悟りをもつて世人を教化し、濟度しようとし、各地を巡歴して法を説き、八十一歳のとき、沙羅雙樹の下で入滅したと言はれてゐる。

かくて、釋迦を教祖として印度で發展した佛教は、中央アジヤを経て支那に入り、さらに朝鮮半島を経てわが國に傳來し、國民教化に參するに至つたのである。

佛教と教育

佛教は儒教に比して、その基調は彼岸的出世間的であり直接に國家の教育制度と結合して、これを發展せしめるに至らなかつた。儒教がわが國上世における教育制度の發展に貢獻したのに對して、佛教は主として國民教化の一大勢力となることによつて、わが國教育に貢獻したのである。また佛教の發展せしめた修業法が後世の修練様式に影響した功績も見のがすことはできない。

佛教とわが國固有の精神

佛教の教理は本來樂天的、現實的なわが國固有の思想とはよほど隔りのあるものである。さればこそ、儒教が比較的容易に攝取されたのに反して、佛教はその受容の始において既に葛藤を生じたものと考へられる。しかし、佛教文化の攝取が皇室の御方針となつて國策と結合し、皇室の御歸依を得てからは、その勢力はとみに増大し、單に宗教としてのみならず、學問、藝術等の諸文化を伴なつて發展し、わが國文化に一大影響を及ぼすに至つた。しかも皇室が常に御先導に立たせられたために、佛教は日本化されて國體に朝宗するものとなり、他方現實的な國民性は深い内觀性が與へられて深化され、國民の教養は佛教文化を攝取して擴大され、ここに固有の精神をますます展開して行くことになつたのである。

聖徳太子が憲法十七條に篤く三寶を敬ふべきことを明らかにし給ひ、佛教によつて能く教へ、枉れるを直くせんとする國民教化の方針を立て給うて以來、佛教はますます隆盛に赴き國民の教養を豊富にすると共にその教化的意義を發揮するに至つた。その後聖武天皇が大いに崇佛の御態度を

皇室の御庇護と佛教の發展

示し給ひ、奈良に東大寺を、諸國に國分寺、國分尼寺を創立されたのは、廣爲蒼生、遍求景福、といふ御趣旨によつて、僧侶をして鎮護國家、人民教化の公的事業を分掌せしめんがために行はれたのである。特に國分寺が地方文化の發達、地方民衆の教化に如何に重大な役割を果したかは想像に餘りがある。國分寺などに置かれた僧侶達は政府の任命した教化官とも言ふべきものであつた。またそれに伴なふ諸工藝美術の發達にも驚くべきものがあつて、そのうちに存した異國味は殆んど脱し得て、渾然たる同化の趣を呈し、洗煉純化の美を保つた。

かくて佛教は、單なる外觀的偉容に止らず、國利民福を圖るものとなり、光明皇后は聖武天皇を助けて佛教興隆に心を注がせ給ひ、さらに悲田院、施藥院を設けて病者、孤兒を恤み給ひ、和氣、廣蟲は孤兒の養育に力を盡くし、特に僧行基は、足跡全國に普く、布教や寺院建立に盡くしたのみならず、到る處で交通、醫療、經濟、工藝等の文化活動に貢獻した。また石上宅嗣が私宅を淨捨して建てた阿闍寺の芸亭院は今日の圖書館の始ともなつてゐる。

平安佛教と 奈良佛教

奈良時代においては俱舍成實三論法相律華嚴の六宗が教團的對立をなすことなく、いづれも主として佛教の理論的方面の研究に力を注いでゐたのであるが、平安時代になると、かかる佛教の基礎の上に、天台眞言の二宗が加はり、佛教の實踐的方面が發達することとなつた。桓武天皇は最澄をして入唐せしめ給ひ、歸朝後新たに天台宗を樹立することを許し給うた。また同時に勅命によつて入唐した空海は、歸朝後、嵯峨天皇の御庇護によつて、眞言宗の搖ぎなき地位を確立した。この二宗は、かくの如く皇室の御庇護を受けると共に、大いに鎮護國家の宗旨を發揮したのである。

最澄

最澄は山家學生式を作り、天台學生の修學法を定めたが、それによると學生十二人を選んで研修せしめ、得度受戒の後、次のやうな修學を行ふべきことを規定してゐる。

凡此宗得業者、得度年、即令受大戒、受大戒、竟一十二年、不出山門、令勤修學、初六年聞慧爲正、思修爲傍、一日之中、二分內學、一分外學、長講爲行、法施爲業、後六年思修爲正、聞慧爲傍、止觀業、具令修習、四種三昧、遮那業、具令修習

三部念誦

かくて所謂山修山學する學生は、護國の衆經を長講し、護國の眞言を長念し、以て國寶たらんと期するのである。かくの如く國寶を養成することによつて護國の目的を達せんとしたところに、わが國佛教の國家的色彩の極めて濃厚なるを見ることが出来る。

空海

空海も「上は國家の奉爲おほんため、下は諸修行者の爲」に高野山を開いたのであり、後に東寺を賜はつたのも護國の祈禱のためであり、それを眞言の道場として「教王護國寺」と名づけたところにもこの宗派の國家的性格を見ることが出来る。また晩年、病のため大僧都の職を解かれんことを上奏した文の中にも「生生爲陛下之法城、世世作陛下之法將」と述べて尊皇盡忠の赤誠を披瀝してゐる。かく考へると、平安佛教の教育的意義もまた明らかである。さればこそ最澄は比叡山に道心堅固な學生を選び入れて嚴重な教育を施し、英俊の僧侶を輩出せしめ、また空海は綜藝種智院を開き貴賤僧俗を問はず修行に志すものを教育したのである。兩僧の公益事業の多いことも周知の

事實である。

僧侶の教養

綜藝種智院の如く僧俗を問はない教育機關もあつたが、寺院はまた僧侶の養成機關でもあつた。僧侶が得度するには年齢と教養との上に一定の資格が要求せられた。そのうち教養について言へば、例へば天平六年十一月二十一日（三九四）太政官奏に「取闡誦法華經一部、或最勝王經一部、兼解禮佛、淨行三年以上者」と定められてゐる。得度者は受戒するのであるが、その受戒に對しても、例へば貞觀七年三月（二五二五）の太政官符によれば、得度試業の後二年間、寺に住んで、令練沙彌之行、然後初聽受戒、といふやうに、一定の資格を規定され、受戒後始めて僧侶となつて研鑽修行をするのである。學徳が大いに進むと勅命によつて入唐を許される。入唐求法は、僧侶にとつてはまた重要な修業法であつた。

第四節 貴族と教育

一、貴族教養の理想

教養における理想の推移

大化改新によつて、律令政治による公地公民の制度が設けられ、學問の興隆、個人才能の發揮、人材の登庸等が新時代の意識を形づくるものとなつたことは前述の如くである。随つて大學、國學の制は立てられ、平城天皇、嵯峨天皇、淳和天皇等御歴代の御奨學によつて、大學は次第に隆盛に赴き、有力な氏族は一門の子弟を保護育成するために續々と曹司を開設した。これはまた漢學の教養が朝廷における政務奉行と朝儀奉仕とに必須な條件と考へられてゐたことを物語る。即ち文章は經國の大業であり不朽の盛事であると信ぜられてゐたのである。

しかるに人材登庸は理想としては掲げられてゐても、その登庸の範圍は限定され、時代の降るに従つてこの傾向はますます著しくなり、それに伴つて官職は次第に一定の家の獨占するところとなつた。かくて、學問の修養が必ずしも立身の資格を構成しなくなるにつれて、公卿の教養も漢學よりはむしろ詩歌、管絃の如き趣味的なものに上達することを重視するやうになつた。即ち、古に見られた尙武の精神は漸く衰へて、故事典例に慣れ、詩

歌管絃をよくし、物のあはれを知ること等がその理想となり、高貴な心情と美的に洗煉された繊細な感覺とがその文化を支配する精神となつた。平安時代の文化が奈良時代の文化の「ますらをぶり」に對して「たをやめぶり」と言はれるのはこのやうな背景に立つからである。また朝臣の女子について言へば、この時代には、女子にも高度の文化的教養が要求されたので、その教養も大いに進み、多くの才媛を輩出するに至つた。

二、貴族教養の内容

源氏物語「夕霧の卷」に、

大方物の心を知らず、いふかひなき者にならひたらんも生ほし立てけん親もいと口惜しかるべきものにはあらずや。

とあるやうに、教育の必要が痛感され、親はその子の教育に苦心したので、子供は六七歳頃より、文讀み手習ひなど、さまざまにいとあわただしく日を送つた。特に漢學については學問始(文始)の式を行ふ。大學は漢學と音道書道、算道を教へる場所であるので、それ以外の教育は家庭で父兄みづから行

漢學

ふか、師匠に就かせるのが常であつた。しかも漢學を學ぶにも、身を立てる資格をつくるために修養するのではなくて、むしろ官吏となつた後に、自己の教養を誇るためであつたとも言へる。随つて詩文の巧妙を競ふことが第一であつて、當時文選や白氏文集が多く讀まれたのはその故である。

管絃

漢學に次いで重視されたものは管絃の道であつた。漢學が修身齊家を主とせず、趣味的な詩文の末技に趨つた時代であるから、管絃は當時の貴族にとつては極めて重要な教養であつた。

和歌

もう一つの大切な教養は和歌であつた。和歌の練習は古歌の研究とみづから作ることとに分たれる。普通は作ることを主とし、その模範を求め、るために古歌の研究も必要と認められたのであるが、當時は古歌中の一句または一語を諺の如く用ひて、その古歌全體の意味を響かせることが流行したので、そのためにも古歌を學ぶことが特に重視されたのである。

以上の作文(漢詩)管絃和歌の三科は貴族の教養として特に重んぜられ、殊に、或は三科の宴席を設け、或は三科の船を泛べて、才技を競ふことが行はれ、

書道

これら三科に通ずる才を「三席の道」または「三船の才」と稱へて、當時の文化的教養の標準とまで考へられた。

この所謂三席の道に次いで要求されたものは書道である。九條殿(藤原師輔)遺誡にも、

凡成長頗知物情之時、朝讀書傳、次學手跡、其後許諸遊戲。

とあるやうに、書道は幼時より教養の一つとして重んぜられてゐた。随つて嵯峨天皇を始め奉り、空海、橘逸勢、或はまた小野道風、藤原佐理、藤原行成の如き三筆乃至三蹟と稱へられるやうな能手を出すに至つた。

故事典例

平安時代の朝臣はまた故事典例を頗る重視した。政治が固定して先例、先蹤が次第に尊重されるやうになると、故事典例を知る人は所謂「有職の士」として尊重されるやうになり、倭國の舊事(台記)を知ることが、貴族の教養として重要なものとなつた。この傾向は中世に入るとますます強化されたものである。その他の教養としては繪畫佛學などが尊ばれた。

右の如き教養は歴史的に見れば、大陸の影響を脱して、眞に日本的な文化、

日本的な教養を生んで行く一過程として、まことに重要な意義をもつものである。

女子の教養

當時の貴族の婦女子の教養としては、機織・染色・裁縫等が相當廣く行はれてゐたけれども、その最も力を入れたものは、音楽・和歌能書であつた。そのうち特に歌と書とが熱心に學ばれた。女子は主として假名文字を用ひ、漢字は男文字と稱せられた。「難波津にさくやこの花冬ごもり今を春邊と咲くやこの花」安積香山影さへ見ゆる山の井の淺き心を吾が思はなくにといふ歌や、「あめつち」の詞などは、當時の婦女子の習字の練習に廣く用ひられたものである。

片假名・平假名の發達

片假名・平假名は、奈良時代には未だ發達せず、國語を記すには漢字の音訓を混用せざるを得なかつた。古事記・萬葉集等はこのやうな記述法を用ひたものである。しかるに平安時代の初期に至り、遂に片假名・平假名が行はれるに至つて、國民は國語の自由な發表機關をもつことになり、文化の發達、教育の普及の飛躍的發展をなすべき基礎が置かれたのである。

片假名は、もと、漢文に音や訓や釋義等を書き入れるために作られたもので、概ね漢字を扁と旁とに分けて、その片方を取り、或はその一部分を取つたものであるから片假名と呼ばれ、平假名は漢字の草體をさらに崩して平易にしたものであるから平假名と呼ばれた。さうして、當時の國文學、即ち和歌・日記・隨筆・物語の隆盛もこの假名文字、特に平假名の發明によつて齎らされたものであり、ここにも外國文化を攝取醇化して、自國文化の發展に資して行く國民性の勝れた一端が現れてゐる。しかも女流文學の隆盛は假名文字を用ひる國文の教養が主として女子の手に委ねられてゐたことを物語るものである。

研究問題

一、氏族生活における教育と現代における家庭教育との關係について考へよ。

二、萬葉集・大伴氏の歌を讀んで古代武士道精神を調べよ。

三、憲法十七條の全文を読み、その中に現れた教學の精神を感得せよ。

第三章 中世の教育

第一節 中世における教學精神

一、時代の概観

政治の推移

中世は鎌倉時代より吉野時代を経て室町時代の末に至る約四百年の間を含む。平安時代の中期に至り、大寶令に定められた公地公民の制度が次第に崩壊して、莊園が全國に興り、地方政治が紊亂するに及んで、ここに武士が勃興し、その勢力は年を追うて強大となり、戦の度重なるにつれて漸く中央に政治の實權を振ふに至つた。かくて源賴朝が鎌倉に幕府を開き、諸國に守護・地頭を置くに及んで、武家政治は確立した。その後武家政治には幾多の變遷があつて、政治の實權は、源氏より北條氏、さらには足利氏へと移動したが、後鳥羽上皇の承久の御企も、後醍醐天皇の中興の御企も、未だ實を結ばず、武家擅權の體制は依然として存續し、その影響はなほ近世にも及んだ。

のである。

二、皇室の御奨學

嘗て平安時代の初期に隆盛を極めた大學國學が次第に衰へ、遂には全く廢絶に歸した争亂の間にも、宮中にあつては、なほ教學の傳統が嚴として存續し侍讀を置かれ、讀書始等、教學上の種々の御儀を年々にとり行はせられた。かくて宮中において、或は日本書紀の講筵を開き、憲法十七條の講説を行はしめ給ひ、或は經史百般の御研鑽を行はせられ、また有職故實に關する研究を行はせられるなど、古來の傳統を重んじ、國民に教學の範を垂れさせられ、以て朝政更張に努めさせ給うたのである。

順徳天皇

順徳天皇の御著たる「禁秘御抄」には天子諸藝能の事について、

第一御學問也、不學則不明古道、而能政致太平者、未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誠雖不窮經史、可誦習群書治要云々。

とあつて、御學問を第一として經史を重んじ、「貞觀政要」群書治要を參考に供し給ふ御志が拜せられる。

花園天皇

花園天皇は廣く諸道に通じさせられ、御幼時より諸學の研鑽に力めさせ給うたことは、天皇の宸記によつてもうかがひ奉ることが出来る。例へば元亨四年十二月晦日の條には、この年學び給うた書の目錄として、次の如く掲げ給うてゐる。

内典

圓覺經上 大日經義釋 理趣尺

外典

論語自一至二 論語皇侃刑昺等疏並精義 朱子竹隱注等 同自一至二

抄出了

左傳一部 禮記一部師夏侍讀 注國語三十卷復五帖

漢書一部 鬼谷子三卷 淮南子有欠卷 史通二十卷 華陽國志十卷

宋齊丘化書三十卷復十帖 南北史節要二十帖

記錄

宇治左府記

第三章 中世の教育

さらに、その年讀み給うた經書として、内典には、大日經七卷、金剛頂經三卷等を始め、四十有餘の經典、外典には、左傳、毛詩、尙書、禮記、孝經、論語、孟子等を始め、三十有餘の經史、本朝の書並に記録には、日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄等を始として、約二十に及ぶ書名を擧げさせられてゐる。

また元亨二年七月二十七日の條には、

談尙書、人數同先々、其義等不能具記、行親義、其意涉佛教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、卽是宋朝之義也、或有不可取事、於大體非無其謂者也、凡近代儒風衰微、但以文華風月爲先、不知其實、文之弊以質可救之、然者近日禁裏有此義歟、尤可然事也、但涉佛教、猶不可然乎。

とあつて、自主的な立場で新來の宋學を採擇し給ふ御様子を十分にうかがひ奉ることができさる。

後醍醐天皇

後醍醐天皇もまた學を好ませ給ひ、廣く諸道に通じさせ給うた。舊儀典例の御研究としては、建武年中行事の御撰があり、儒學においては、宋學を採

り上げさせられ、御親ら深く御研鑽あらせられると共に、公卿諸臣にもこれを獎勵し給うた。これは北畠親房、日野資朝、同俊基等を始とする諸臣の精神的な糧ともなつたものであつて、建武中興の偉業もこのやうな力を一つの背景として成つたのである。

三、國體の自覺と教學

武家の興隆に伴なつて兵馬の權は武家の棟梁たる者に歸し、世の亂と共に政治の權力もまたその手に落ち、公卿諸臣の御輔翼にも拘らず、武家擅權の體制は長く存續し、武士の實力が一世を動かした點で、中世はまことに遺憾な時代であつた。しかし、如何なる亂世においても、わが國體の本義は、國民の心の深奥から消えることはなく、それが子々孫々に傳承されて、國民教學の核心となつてゐる。かくの如き教學精神の顯現として、この期における勤皇精神に培つた神國思想の發展に注目しなければならぬ。

わが國が神によつて肇められた國であつて、永遠に續く絶對的な國であるといふ考は、記紀において既に雄渾壯大な組織をもつて表現されてゐる。

神國思想の發展

この精神が儒教佛教の外來思想にも拘らずますます昂揚し、國民の心情の深奥に根強く發展してゐたことは、平安時代以降の各種文獻に「神明の國」または「神國」なる呼稱がしばしば見出されることによつても明らかである。この神國思想は古代の傳統を尊重し、祭祀を尙び、日常生活において神との結合を深めるといふ實踐的な神國思想であつた。

伊勢神道

鎌倉時代に入るとこの思想はここに新たな展開を示し、遂に神道の理論的組織化の企圖が現れた。伊勢の外宮祠官の間に發達した所謂「伊勢神道」がこの企圖の中心をなすものである。平安時代の中葉から發達した本地垂迹思想は神佛の調和を圖つたが、未だ十分の展開を遂げず、國體の尊嚴性に關してもなほ組織的な思想の發達を示さなかつた。しかるに鎌倉時代の國民的自覺を背景とした伊勢神道は「元」を「元」とし、本を本として「倭姫命世紀」大神に仕へ奉るわが國固有の神國觀をやや理論的に説かうとし始めたものであつて、北畠親房の神國思想は、この思想をさらに發展せしめたものである。

北畠親房

北畠親房は、その著「神皇正統記」の卷頭において、「大日本は神國なり」と萬邦無比のわが國體を闡明し、「神國日本」といふ考を中心として、肇國の悠久と皇位の神聖と國土の優秀とを説き示した。さらに臣節に説き及んでは、

凡そ王土に生れて忠をいたし、命をすつるは人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。

と述べて、萬世滄らぬ臣道を明らかにしてゐる。まことに、神皇正統記こそは建武中興の精神を表したものであり、やがて五百年の後、明治維新の大業を喚び起す一原動力となつたものであつて、わが國教學史上に燦として不朽に輝く大著である。

かうした神國思想は、文永・弘安の役前後から盛んに國民の胸裡に湧き起つてゐたものであつて、日蓮の神國王書、師鍊の「元亨釋書」の如きは、そのよき例である。

三教花實
枝葉説

また、吉田神道を唱道した吉田兼俱は、聖德太子の御言葉として、「吾日本生種子、震旦現枝葉、天竺開花實、故佛教者爲萬法之花實、儒教者爲萬法之枝葉、神

道者爲萬法之根本」と述べ、さらに、祖先兼延の言葉として、國者は神國也、道者は神道也、國主者は神皇也、祖者は天照大神也、一神之威光遍照百億之世界、一神之附屬永傳萬乘之王道、唯一神道名法要集と論じて、よくわが國民の傳統的世界觀を明らかにしてゐる。

このやうな點に想到するとき、神國日本を中心とする固有の世界觀は、たとへ一般的に弘布するに至らなかつたとしても、徐々に理論的組織を立ててゐたことを知ることが出来る。これは教學史上まことに注目すべきことであつて、近世における國學、水戸學等に現れた日本中心の世界觀の先蹤とも言ふべきものである。

右の如く國民的自覺は發展して國民教化の根基に培ふべき態勢を整へてゐたのであるが、公卿勢力の後退と共に、これに代つた武家も特有の教育機關をもたず、獨り寺院のみが教育機關の役目を果してゐた當代においては、かかる國民的自覺を教育によつて十分に昂揚せしめることはできなかつた。しかしながら、他面から見れば、この時代が、近世及び現代の教學の基

礎ともなるべき諸の契機を發展せしめたことを忘れてはならない。

四、生活文化の特色と教育の特色

武家の興起と教育

武士が勃興し、兵の家が發生し、それが時代勢力の中心を占めるに至つたことは、この時代の國民生活、國民文化に極めて大なる影響を及ぼし、隨つてそれに相應する教育もまた上世とは極めて趣を異にするに至つた。武家がその棟梁と郎従とより成る強固な主從組織を形成してゐたことは、上世に見られた民族的・家族的・精神の現れである。しかし、武家相互の間は絶えざる實力闘争の連續であり、隨つて絶えざる緊張、不斷の鍊磨が要求されたことは、上世の氏族生活に見られぬ武家生活の特色であつた。しかもこのやうな武家生活の中に育まれたものが、後世、武士道と呼ばれ、武家の精神生活を支配する規範となり、また武家文化創造の原動力ともなつた道徳意識である。さうして、この武家生活の中に行はれ、武士道體得の中心となつた不斷鍊磨の教育こそ、實に中世武家教育の根幹であつた。

鎌倉幕府の武士教化政策もこの形成期の武士道に相應するものであつ

て、貞永元年（一八九二）北條泰時の制定した「御成敗式目」即ち「貞永式目」の第一條と第二條とは、

- 一、可修理神社專祭祀事。
- 一、可修造寺塔勤行佛事等事。

として敬神崇佛を重んじ、さらに全體を通じて忠孝貞をその眼目とし、質實剛健なる士風作興の政策を典型的に表明してゐる。

文化の普及と教育

平安時代に大陸との正式な交渉を絶つてから、特に日本の醇化を加へて來た公卿中心の文化は、武家の興隆に伴ひ、次第に武家に影響を及ぼし、中世後期になると、庶民の向上と相俟つてその影響はさらに庶民にも及んだ。平安時代に見られた文化の集中的傾向はその影を潜め、今や文化は次第に下層に向かつて弘布しながら發展した。このやうに、支配的勢力者のもつ文化が、次第に下層に傳承されて普及することは、わが國文化の一特色であるが、かかる文化の普及・發展の過程こそ、中世武家教育の一面であり、さらに庶民教育の擡頭でもあつた。さうしてこの結果として生まれたものが

中世の武家文化であり、また庶民文化でもある。

佛教の隆盛と教育

このやうな文化普及の媒介に重大な役割を果したのは僧侶であつた。けだし、朝臣の後退、武家の擡頭に伴つて、上世において主として朝臣に擔はれてゐた教學が今や主として僧侶に擔はれて發展することになつたからである。かくて寺院における俗人教育は次第に隆盛に赴いた。

さらに、佛教は中世の武士のみならず一般國民の精神生活を支へる有力なものでもあつた。當代に至つて新たに興隆した新宗派は、佛教が元來もつてゐる慈悲報恩の精神や沒我捨身の精神を一段と昂揚せしめた。これはわが國における君臣關係・家族關係にも相應するところがあり、それ故、民族的・家族的・精神の特殊な顯現たる武家生活にも相應する點があつて、武士道の發展に貢獻したのみならず、また國民一般の沒我捨身の精神に培つた。

しかし、他面から見ると、佛教は階級の差を認めず、佛道修行においては、あらゆる人を平等と見るものである。されば、武家が階級的統制の下に團結

の強化を圖り、個人の任意を許さない封建的體制と佛教とは相扞格する點があつた。それにも拘らず、佛教が武家の保護を受け隆盛を極めたのは、一には中世の封建的體制が近世の如く武士を義理によつて結合せしめるよりもむしろ情誼によつて結合せしめてゐたためであり、二には佛教が常に戰陣の巷に馳驅する武士によく生死の覺悟を決せしめ、安心立命を得しめたからである。かくて佛教は中世文化の一大勢力となり、人心教化に貢獻すると共に、遂には廣く教學にも影響を及ぼした。中世に見られる秘傳思想も佛教の影響に負ふところが多い。

修練の教育

中世は、社會生活が安定を缺いた半面には、眞實に生きんとする實踐的精神に満ちた時代であつた。それ故、學術の程度においては必ずしも美しい花を咲かせたとは言へないが、それぞれの道における修練の教育が極めて典型的な姿で發展したところに、中世教育の一特色が認められる。

かくの如き意味で、まづ注目すべきは武家の教育であり、次いで寺院における教育である。さらに室町時代に至つて著しく發展した諸種の藝道

の修練もまた看過することはできない。前二者は生活そのものが鞏固な修練體制を構成したところに重大な意義があり、藝道の修練は、單に技わざのみを求めず、それをよく精神化して、心技一體の鍊磨を重んじ、道の修練を尙ぶわが國古來の美風を趣味・娛樂の世界にも生かしてゐる。

師弟の道の發展

これに劣らず重視すべきは、この時代に至つて、わが國独自の師弟の道が發展し來つたことである。わが國における師弟の道は、上下の分に立ちつつ、しかも恭敬親和を旨とし、貫ぬくに至誠を以てする固有の國民精神を反映して、師弟の分に立ちつつも、その情誼は父子の如く、家族制度の實質を具へ、道において歸一するところに、師弟同行、俱學俱進の精神を實現する。上世における大學・國學の制は、獨自の立場から唐制を採擇したものであるが、なほわが國民性の反映たる師弟の道を十分に發展せしめ得たとは考へられない。しかるに、中世に至つて次第に興隆し來つた寺院における俗人教育は、よく師弟の道に立つわが國独自の教育形態を發展せしめることができたのである。かくの如き師弟の道、並びにそれを基調とする教育形態

の普及・整備は、これを近世に俟つとはいへ、中世における寺院教育は、その源流とも見られる點に大なる意義が認められなければならない。

第二節 武家と教育

一、武士生活とその道德意識

平安時代の文化は、漸く大陸文化の影響を脱し、わが國独自の發展をなすに至つた點で、大なる歴史的意義をもつものではあるが、しかし次第に日常生活を單なる情趣的・感傷的なものたらしめた點で、華美文弱の謗りを免れない。かかる文化を更新して、平安時代とは異なる人生觀に立つて、固有の國民性たる尙武剛健の氣風を中心とする諸の美風を振起したのが武家であつた。

武家の生活

武家はその棟梁と郎従とより成る堅い主従組織の上に立ち、代々相傳の關係を累ねつつ、その實踐生活、不斷の戰場訓練の間に、後世、武士道と呼ばれる道德意識・生活規範の數々を形成した。武士は鞏固な主従の情誼によつ

て結ばれ、恩義を尙び、主君に忠節を盡くし、敬神崇佛の念が厚く、その上名を惜しみ、禮儀を重んじ、質素儉約を旨とし、殊に事に當つて勇猛果敢であつた。出陣に際しては、生死を眼中におかず、戰場においては命を鴻毛の輕きに比し、主君の爲に命を捧げることが、弓矢取る身の習として、無上の光榮と觀じたのが當時の武士である。

武士道の淵源とその發展

かくの如き、武士のもつ諸の美風も、遠く記紀萬葉の昔にしのばれる上世の美風が、今や戰亂多き中世を場面として再生したものであり、その「ますらをぶり」も、上世の「ますらをぶり」が、東人の氣風となつて存續し、再び昂揚されるに至つたものである。このやうに、深くわが國民性に根ざした點があるために、この精神は、洗煉醇化されて所謂武士道を形成するに至り、遂には一般國民生活の規範ともなり、武士階級が消滅しても、なほ今に武士道の發露を見るのである。

武家の道德意識

しかし、武士道は、武士特有の生活を中心として發達したものであつて、その生活はわが國固有の民族的・家族的精神の顯現とはいへ、武家を本位とす

る性格をもち、その忠は必ずしも國體の本義に立つ忠ではなく、大義名分に暗い點で、直ちに國民最高の規範となることはできなかつた。かかるうちに、幕府の創立者たる頼朝は、皇室に對する態度において、十分の尊敬と慎重の考慮とを示した。殊に佐々木定綱に與へた書狀に、

武士といふ者は、僧などの佛の戒を守るなるが如くにあるが本にてあるべき也。大方の世のかためにて、帝王を護りまらするうつはものなり。

(澁 柿)

と述べてゐるのは、よく武士の本質を闡明した言葉と言へよう。かうした頼朝の精神や、さらには實朝の「君にふた心わがあらめやも」と詠じた精神は、大義名分に暗かつた中世武士道に一道の光明を點じたものである。

降つて建武中興を中心とする楠木父子、新田・菊池・名和・結城・兒島等の諸勤皇武人の忠誠は、後世、武人のみならず一般國民の模範として、渴仰の的となつてゐる。その上、室町時代末葉の群雄割據も、單なる實力闘争ではなくて、京師に上り、皇室を奉戴して天下に號令せんとする意圖に出でたもので

あるところに、日本武士道の眞の姿が燦然として輝くのを見ることができ

る。

吉野朝の忠臣菊池氏の家訓たる菊池武茂起請文には、

武茂弓箭の家に生まれて、朝家に仕ふる身たる間、天道に應じて正直の理を以て、家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、三寶の御ゆるされをかうぶるべく候。その外私の名聞己欲のために義をわすれ恥をかへりみず、當世にへつらへる武士の心をながく離るべく候。

とある。このやうな精神こそ、實に武士教育の眞精神を最もよく表現したものであつた。

二、武家の教育

公武文化の
交流

頼朝は開幕の地として特に鎌倉を選び、武家本來の面目を重んじ、士風作興の政策として敬神・崇佛・忠孝・尚武・信義・廉直・節儉等をもつて武士道の眼目となし、軟弱なる朝臣への接近を戒めた。しかるに、時代の推移と共に公武文化の交流は漸く繁くなり、武士独自の文化が次第に進歩して特色ある鎌

倉文化を築くに至つた。降つて室町時代ともなれば、公武の關係はさらに緊密を加へ、公武文化の二元的對立は漸く稀薄となり、ここに京都を中心とする室町文化の形成を見るに至つたのである。

武家教養の推移

かくの如き文化の變遷は、武家教養の推移の裡にも看取することができる。元來地方に勢力を占めてゐた武士が教養學問において缺けた點のあることは怪しむに足りない。しかるに、新たに時代の指導的な安定勢力として登場した上は、もはや無學であることは許されない。これ武士にも、文の教養乃至嗜みが要求される所以である。されば武家は武藝修練のかたはら、その教養の源を公卿と僧侶とに求め、手習和歌等諸の學問・藝能を學び、時代を降るに従つて、次第にその文化的教養を深めた。武士道が洗煉されて、坐禪工夫の道に生死の覺悟を求め、戰陣の間にも風雅の道に心を寄せるのが、眞の武士とされるやうになつたのもそのためである。

文武兩道

かくて、眞摯に道を求めてやまぬ武家は、漸く文武兩道文武兼備といふが如き言葉の裡に、その教養の理想を示すに至つた。鎌倉時代中期となつて、

建長四年(一九一三)に著された十訓抄の第十に、文武二道を勧め、また弘安七年(一九四四)の新御式目に、

- 一、可有御學問事。
- 一、武道不廢之様可被懸御意事。

と規定した如きは、文武兩道を並び修めることが、心ある武士の理想を形成してゐたことを物語るものである。

室町時代に入れば、武家本來の武士道精神といふ點では既に退歩したが、武家一般の教養は著しく高まつた。斯波義將の作と傳へられる「竹馬抄」には、武人の嗜むべき藝能として、歌・詩・管絃・音曲・連歌・鞠・手跡・弓箭・圍碁・象棋・雙六等を擧げてゐる。かかる教養は、勿論廣く一般武士には望まれなかつたにしても、なほ當時の武家教養の理想をうかがふことができるであらう。

中世武家教育の特質

しかし、右に述べたやうな所謂「文」の教養は、必ずしも中世武家教育の本質的な部面ではない。武家教育の武家教育たる所以は、むしろ興隆期の武家生活そのものが武人たるの修練となつた點にある。けだし、武家生活の根

幹をなす武士道はその生活の獨自性の中から發生したものであるからである。武家は、女の修練のために、その子弟を七八歳より十三歳頃まで數年の間寺院に托し、ここで讀み書きから、經典に親しみ、和歌を詠み、諸藝能を嗜み、樂器を操ることに至るまで、諸般の事を寺院における修行生活の間に學ばしめたほか、學校の如きものを殆んどもたなかつた。しかも、中世武家が學校をもたなかつたことに、却つて武家教育の特異性が存するのである。

戦場の教育

中世武家の子弟教育の場面は、彼等が武人としての生活實踐の場面であつた。言ふまでもなく、武人が自己の面目を發揮する生活場面として最も價値を置いたのは、生死を賭した戦場である。わが子が十二三歳ともなれば、親はこれを伴なつて戦場に臨むことに努め、ここで武人としての人生觀や武士的な精神や武技等の鍛鍊を行つた。熊谷直實は平家追討のために鎌倉を進發するに際して、十七歳以上の者のみが從軍を許されることになつたので、未だ十六歳のわが子小次郎を十七歳と伴つて同伴する。かくして、戦に臨んだ直實は相共に奮戦しながらその子を教へるのである。

子息の小次郎直家も、生年十六歳と名乗つてまつ先かけて戦ひけるが、弓手の肘を射させ、これも馬より下り、父と並んでぞ立つたりける。熊谷、如何に小次郎は手負うたるか。「さん候。」鎧づきを常にせよ、裏搔かすな、鍛を傾けよ、内甲射さすなよ。」とこそ教へけれ。(平家物語卷第九)

このやうな例は、軍記物語には決して珍らしいものではない。實に戦場こそは武人の子弟教育の最も貴重な場所であつた。

日常の修練

しからは、戦時ならざる平時においては、武家は如何にしてその子弟を教育したであらうか。武家は、平時においても戦場におけると同様に一族郎黨が生活を共にしたのであつて、ここに特殊な家風も生じ、家訓を中心とする家風傳承の教育が行はれた。しかも、かうした廣義の家庭教育はすべて戦時においてその潑刺たる効果を發揮するために行はれ、いざ鎌倉といふが如き治平を一如とする事上磨練であつた點に特色がある。それ故、或は山野を馳驅して狩獵を行ひ、或は犬追物、笠懸、流鏑馬等の武技にいそしむなどの諸行事から、日常生活諸般の瑣事に至るまで、すべて子弟の武人たるべ

き修練ならざるものはない。武技の如きも決して單に體育や競技を目的としたものではなかつた。中世武人の家訓に、早朝より夜半までの日常生活に關する規律事項を示すものが多いのは、日常生活による修練を重んじたためである。「朝はいかにも早く起くべし」[早雲寺殿二十一箇條]と家訓の冒頭に掲げた北條早雲は、垂範以て家の子郎從を率ゐる武將であつたのである。

なほ中世になると、武家の婦女子も意志的な鍛鍊を受けた。それ故、母となつても、父と共に子弟教育の上に重要な役割を占めるに至つたことは、楠木正行の受けた家庭教育の例をもつても知られるであらう。

右に述べた如き生活即應の修練方式は、如何なる時世においてもある程度まで行はれてゐる。しかし、中世の武家においては、それが最も典型的な姿で展開した點に極めて重大な意義があり、今日われらが修練といふことを考へる上にも、多くの示唆を與へるものである。

第三節 新興佛教と教育

一、諸宗派の成立

聖徳太子によつて攝取の態度が確立され、皇室の手厚い御保護、公卿の深い歸依の下に榮えて來た佛教が、平安時代に入ると漸く鎮護國家の佛教たる姿を明らかにしたことは前述したところである。しかし、時代の経過と共に、平安時代初期における最澄や空海の密教による鎮護國家の眞精神は忘れられ、佛教は單なる外面的祈禱による形式的なものに墮し、僧侶の驕奢遊惰の惡弊も加はり、外形の膨脹に反比例して佛教内部の眞生命は枯渴し、その教化的意義も著しく減殺されるに至つた。

新佛教の興隆

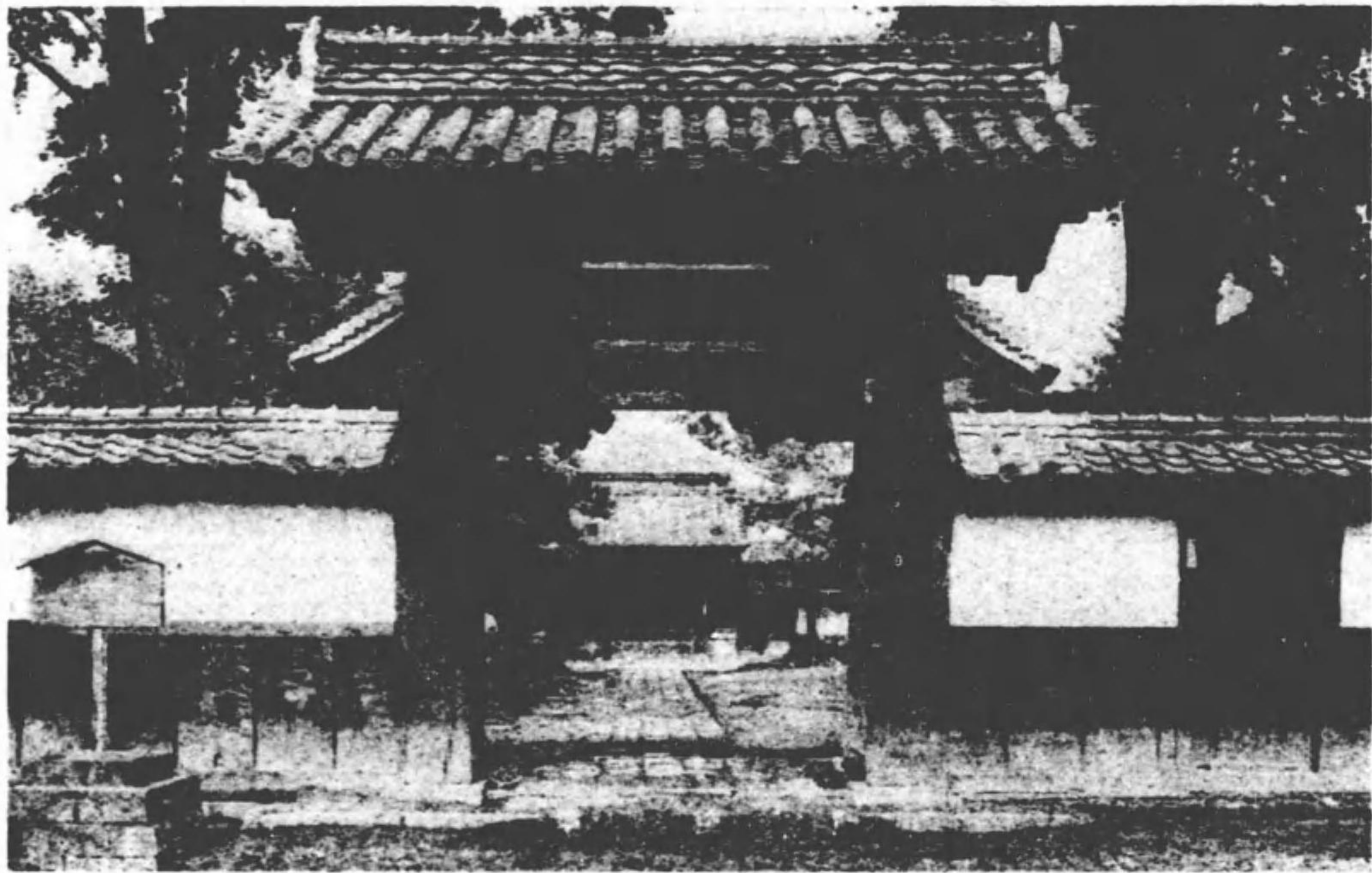
この時にあたり、時代の反省的、自覺的な風尚を背景として勃興し、國民の魂の安息所ともなり、また日常實踐の據りどころともなることによつて、鎮護國家の使命を果さんとしたのが鎌倉時代の新佛教であつた。されば、鎌倉時代に新たに諸宗派の擡頭したことは、まさに宗教改革の意味をもつもの

のである。浄土宗・真宗・時宗・日蓮宗・臨濟宗・曹洞宗等はかくして起つたものである。それらの特色とするところは、上世佛教の貴族的なのに反して、一般的・庶民的であり、前者が學解的・戒律的で複雑煩瑣なのに反して、實行的意志的であり、簡單直截であつた。それ故、一般士庶の心情の琴線に觸れるものとなつた點で、佛教は眞に日本化したと言ふことができ、その教化の意義も飛躍的に増大したのである。法然・親鸞・一遍・日蓮・榮西・道元等の傑僧が、殆んど相前後して輩出し、その教理信仰を異にしたとはいへ、いづれも世道人心を教化した情態は、まさに一大偉觀とするに足るであらう。

二、教育者としての僧侶

かくて新興佛教は、都鄙貴庶を通じて國民の精神生活の支柱となり、人心教化に大いに貢獻した。しかし、さらに注目すべきは、佛教そのものの教化的な役割のほか、僧侶の行つた教育者としての活動である。けだし、上世において主として朝臣に擔はれて發展した教學は、朝臣の後退、武家の擡頭に伴なつて、朝臣によつてよりも、むしろ僧侶によつてその命脈を保つこと

寺院における俗人教育の發達



足利學校
現存



弓射の練習

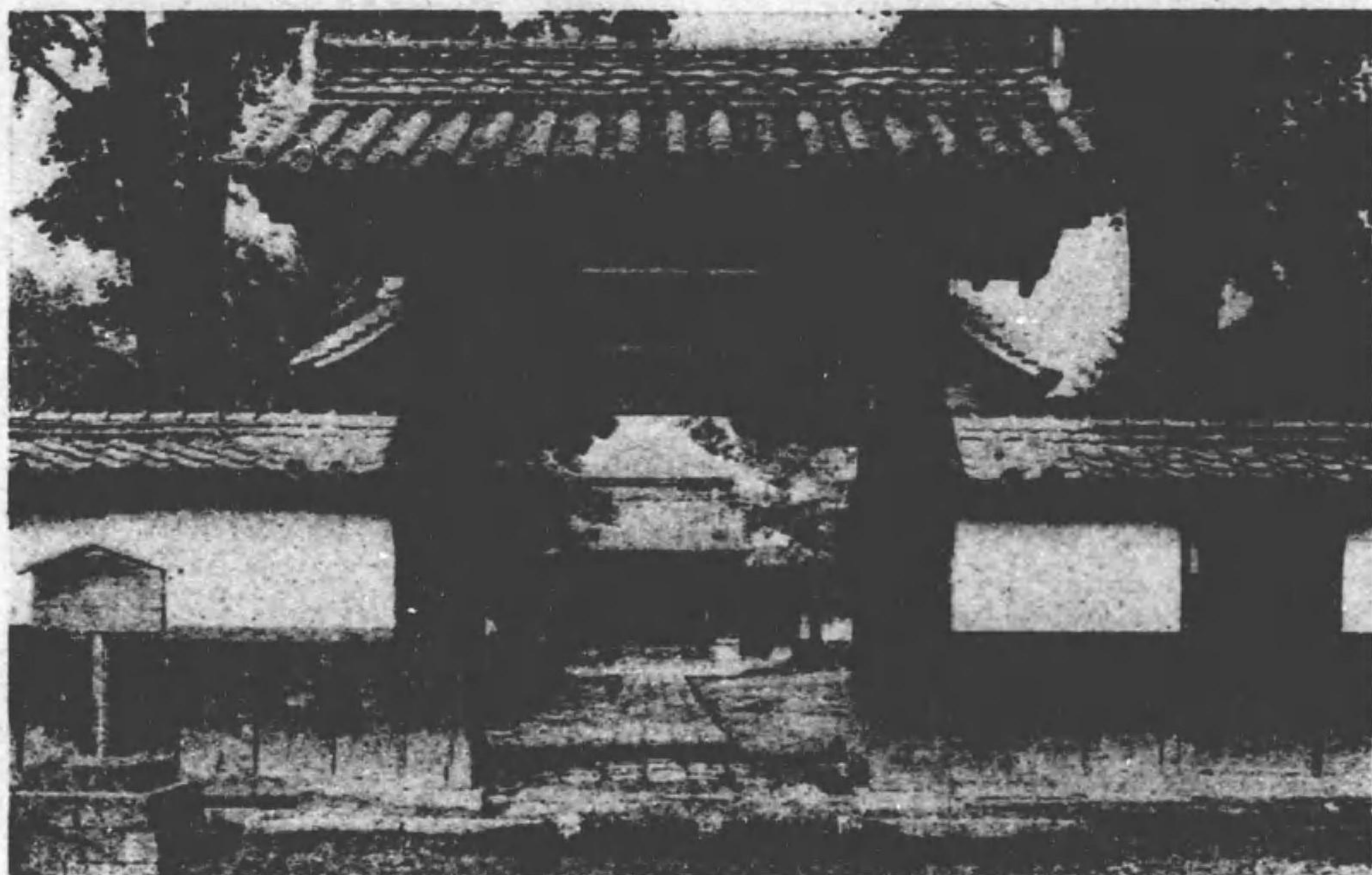
男会三郎繪詞の一部

のである。淨土宗・真宗・時宗・日蓮宗・臨濟宗・曹洞宗等はかくして起つたものである。それらの特色とするところは、上世佛教の貴族的なのに反して、一般的・庶民的であり、前者が學解的・戒律的で複雑煩瑣なのに反して、實行的・意志的であり、簡單直截であつた。それ故、一般士庶の心情の琴線に觸れるものとなつた點で、佛教は眞に日本化したと言ふことができ、その教化的意義も飛躍的に増大したのである。法然・親鸞・一遍・日蓮・榮西・道元等の傑僧が、殆んど相前後して輩出し、その教理・信仰を異にしたとはいへ、いづれも世道人心を教化した情態は、まさに一大偉觀とするに足るであらう。

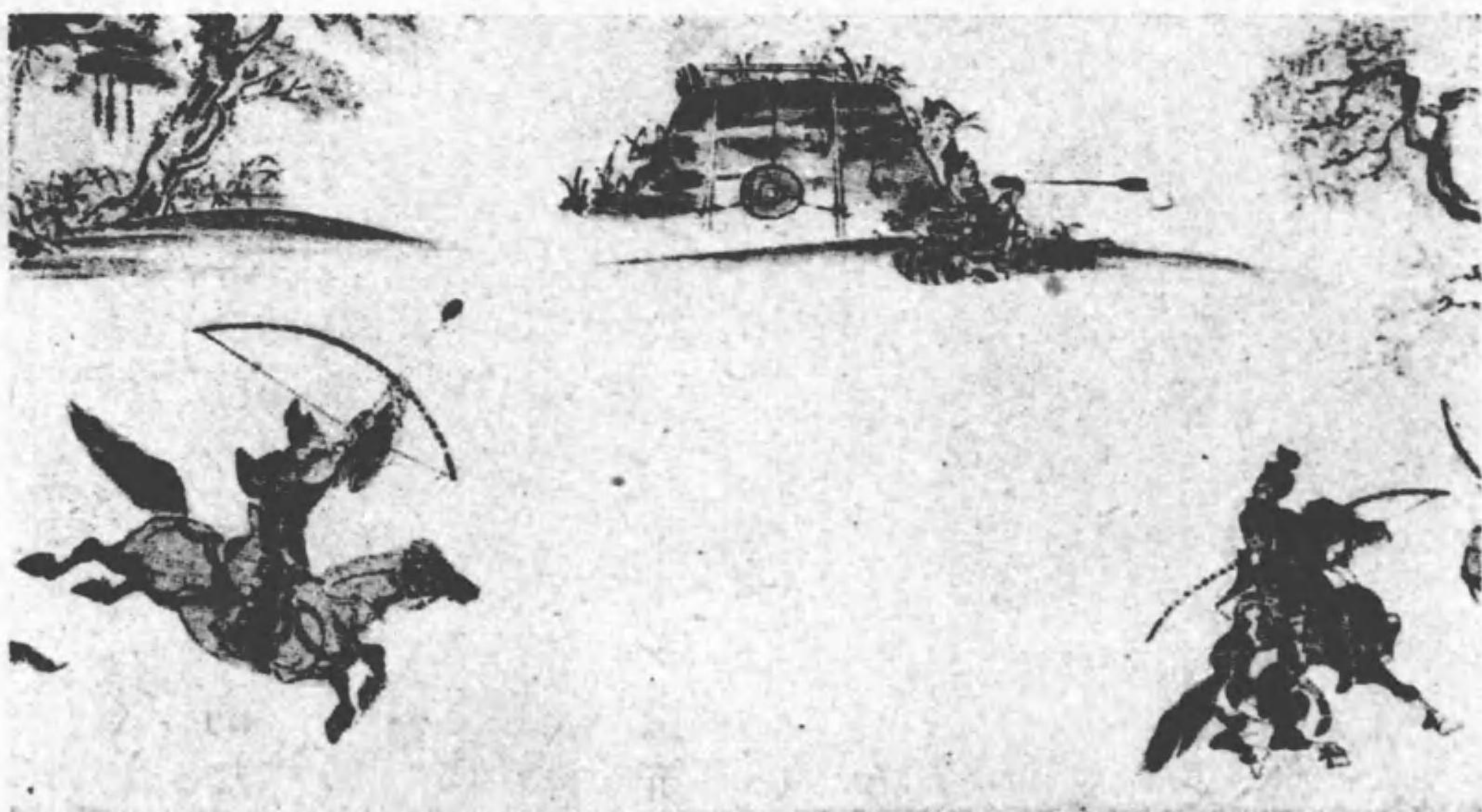
二、教育者としての僧侶

かくて新興佛教は、都鄙貴庶を通じて國民の精神生活の支柱となり、人心教化に大いに貢献した。しかし、さらに注目すべきは、佛教そのものの教化的な役割のほかに、僧侶の行つた教育者としての活動である。けだし、上世において主として朝臣に擔はれて發展した教學は、朝臣の後退、武家の擡頭に伴なつて、朝臣によつてよりも、むしろ僧侶によつてその命脈を保つこと

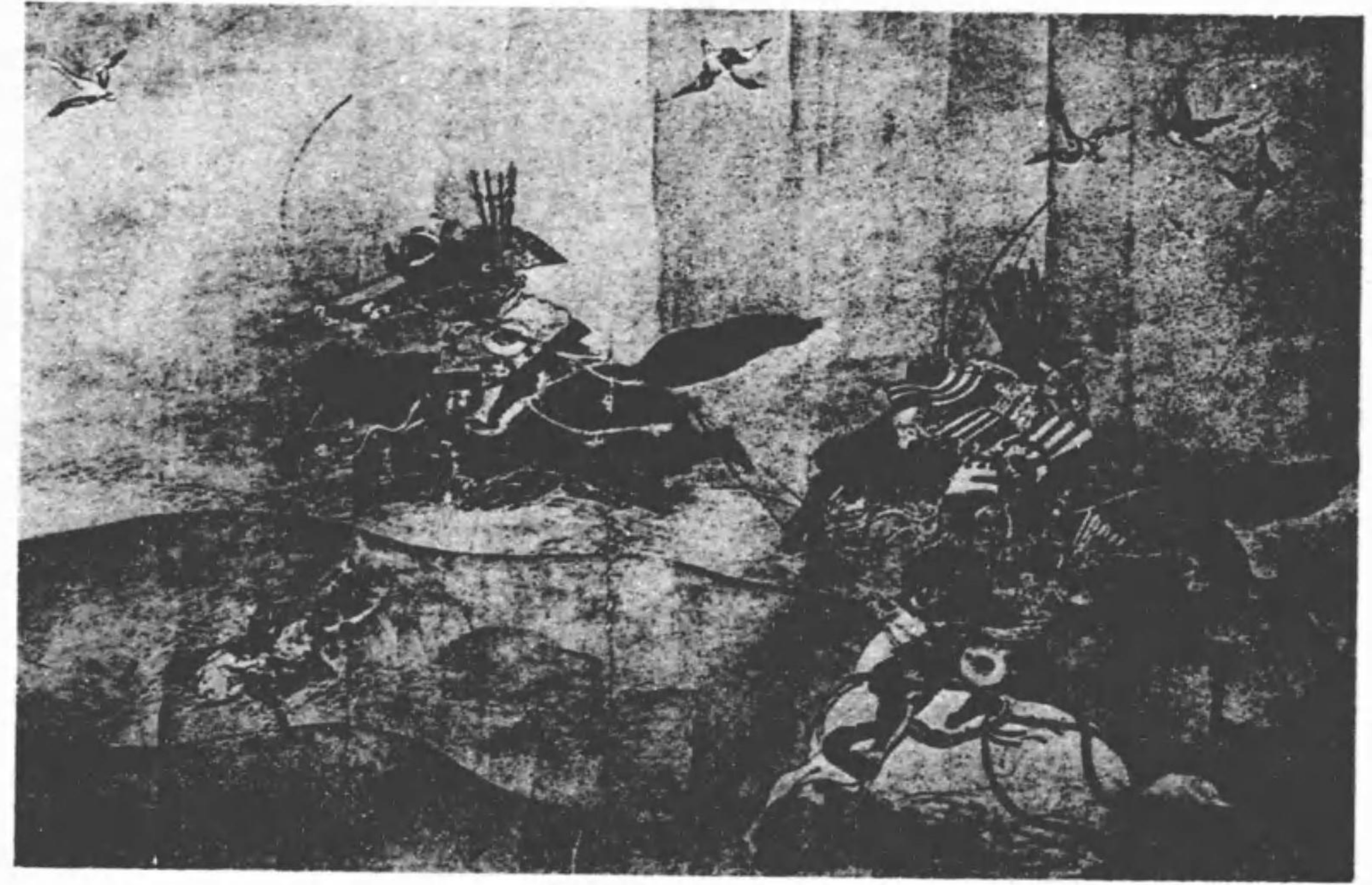
寺院における俗人教育の發達



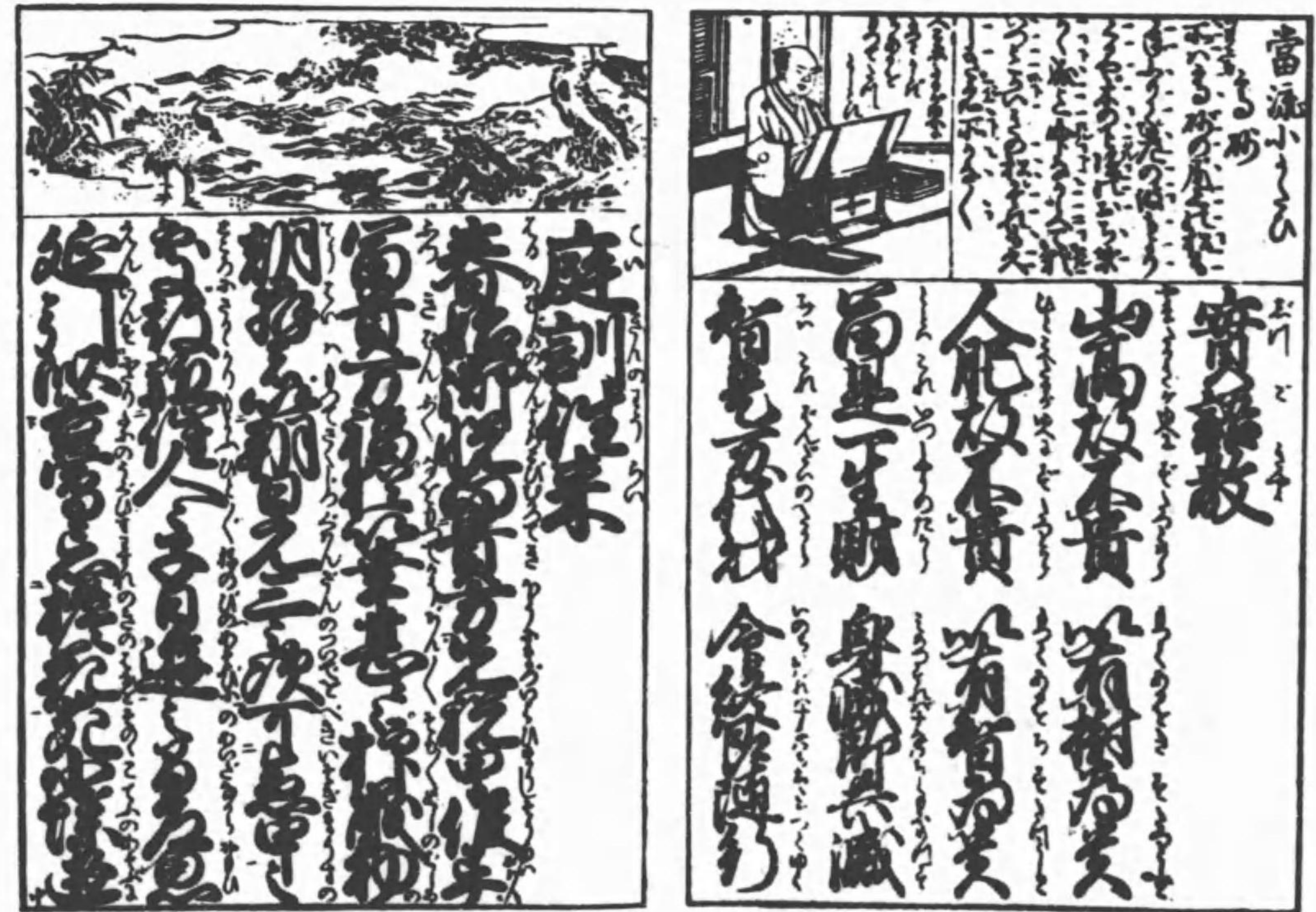
足利學校
現存



弓射の練習
男衾三郎繪圖の一部



後三年合戦繪詞の一部



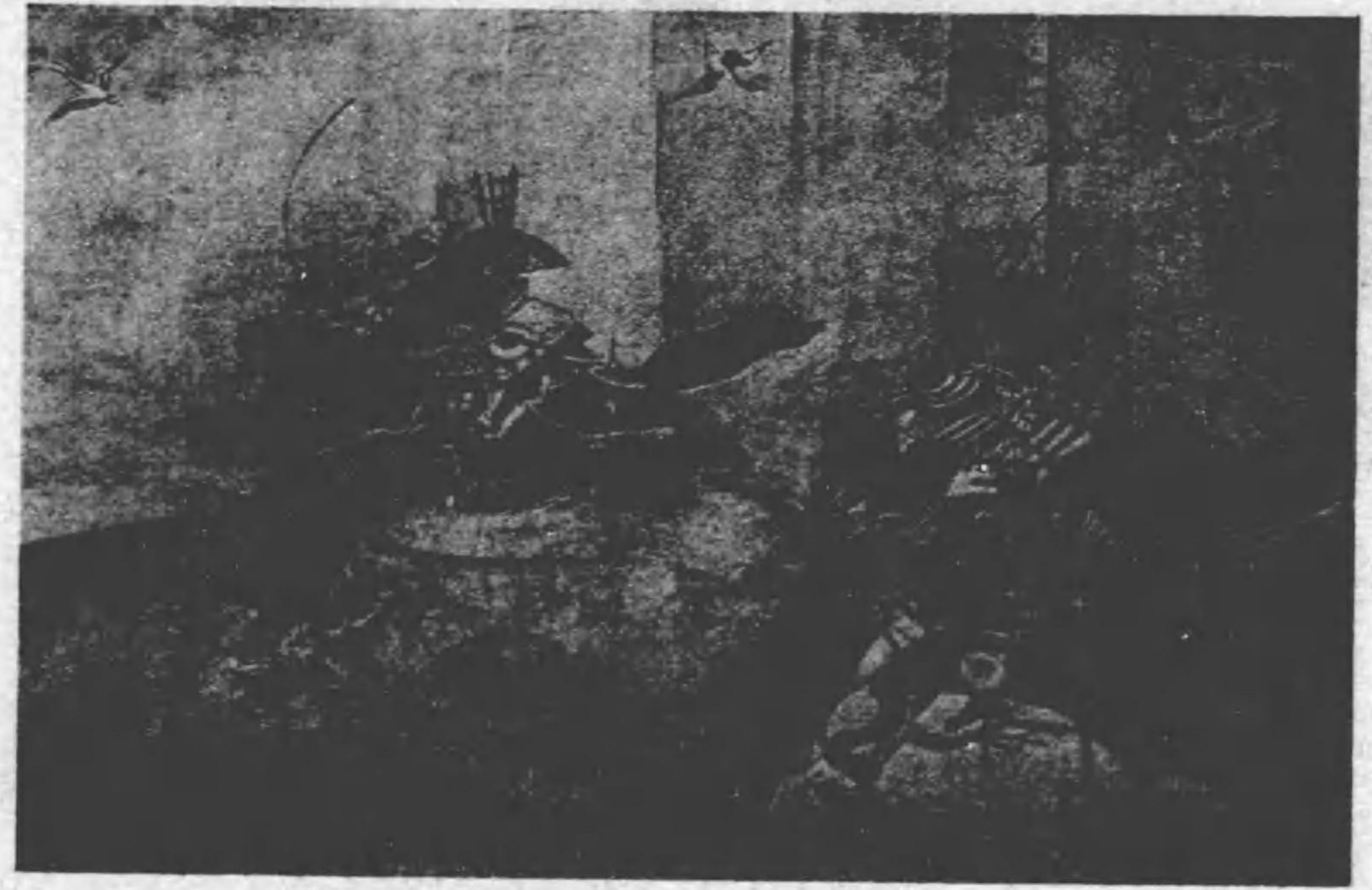
實語教と庭訓往來

江戸時代に刊行されたもの

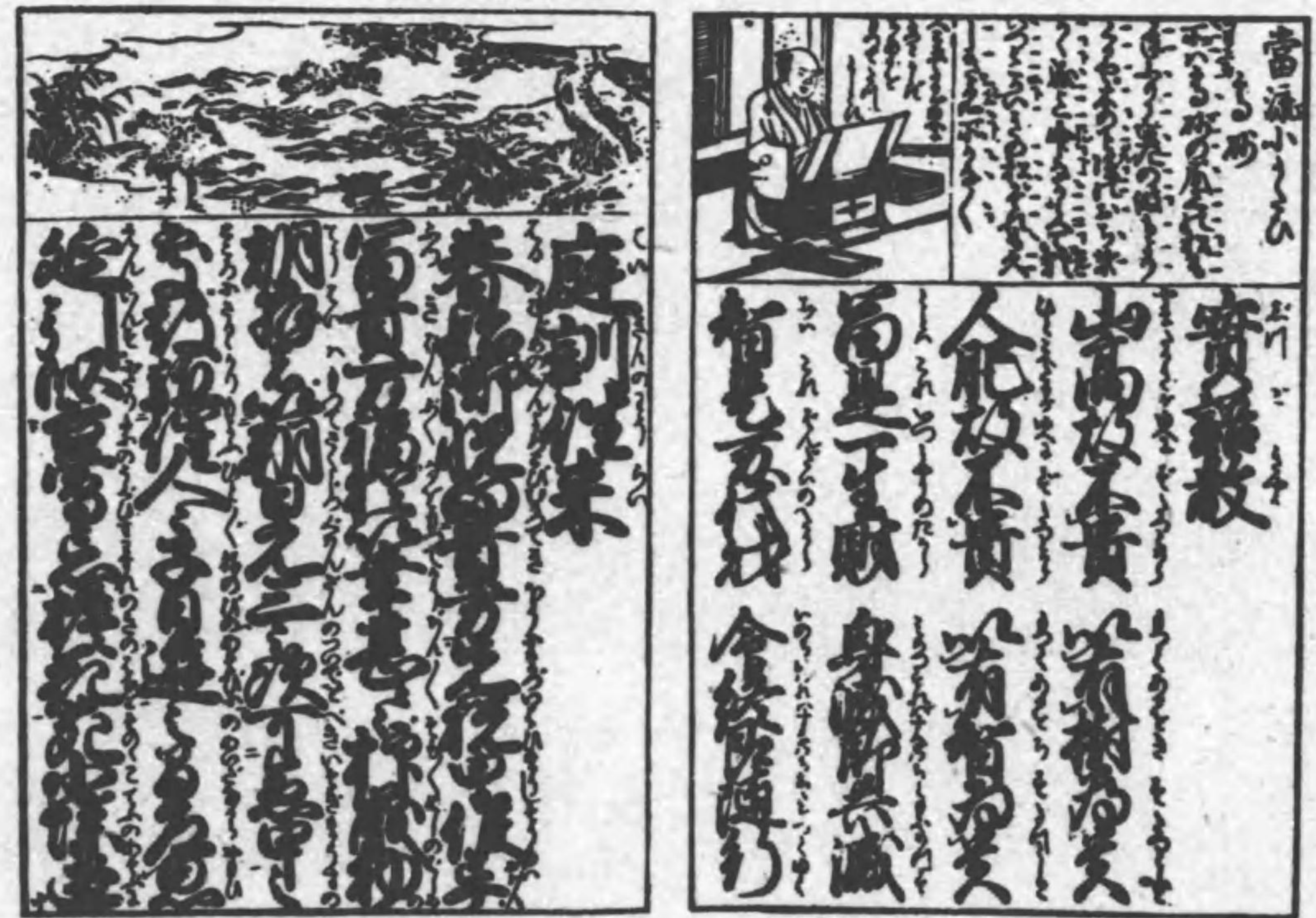
となつたからである。比叡山高野山並びに京都鎌倉の五山等の諸寺院が僧侶養成のための學制を立て、教課を定めてそれ自身一大學園たるの實を具へ、それぞれ特色ある修練様式を發展させたことは言ふまでもないが、さらに國立の教育機關の衰頽と共に、寺院は士庶の教育機關となり、僧侶は教師たる役割を演ずることとなつた。

元來寺院は僧侶の修養所であつて、僧侶たらんと志す者が得度以前に兒としての修練をなし、寺院に召使はれてゐる童子がこれに加はつて普通教育を受けることは上世から行はれてゐた。しかるに、時代の降るに従ひ、寺院の演ずる普通教育の役割が漸く重くなり、世人がその子弟を、元服の前に寺院に托して知徳の修養を受けしめる風が行はれ、他方、國立の教育機關の衰微と共に朝臣の子弟さへこれに交つて修行するに至つた。この風潮は平安時代の末、さらに鎌倉時代になると、やや廣く行はれるやうになり、時代の推移と共に擴大して、近世における寺子屋の淵源となつたものである。少年が寺に入門することを「登山」山に住む「寺入」などと言ひ、多くは十歳ま

兒の生活



後三年合戦繪詞の一部



實語教と庭訓往來

江戸時代に刊行されたもの

となつたからである。比叡山高野山並びに京都鎌倉の五山等の諸寺院が僧侶養成のための學制を立て、教課を定めてそれ自身一大學園たるの實を具へ、それぞれ特色ある修練様式を發展させたことは言ふまでもないが、さらに國立の教育機關の衰頽と共に、寺院は士庶の教育機關となり、僧侶は教師たる役割を演ずることとなつた。

元來寺院は僧侶の修養所であつて、僧侶たらんと志す者が得度以前に兒としての修練をなし、寺院に召使はれてゐる童子がこれに加はつて普通教育を受けることは上世から行はれてゐた。しかるに、時代の降るに従ひ、寺院の演ずる普通教育の役割が漸く重くなり、世人がその子弟を、元服の前に寺院に托して知徳の修養を受けしめる風が行はれ、他方、國立の教育機關の衰微と共に朝臣の子弟さへこれに交つて修行するに至つた。この風潮は平安時代の末、さらに鎌倉時代になると、やや廣く行はれるやうになり、時代の推移と共に擴大して、近世における寺子屋の淵源となつたものである。

兒の生活

少年が寺に入門することを「登山」「山に住む」「寺入」などと言ひ、多くは十歳ま

でに登山して、十三四歳になれば、僧侶になるものは剃髪し、しからざるものは下山して元服するのである。この間、寺院に住して歸省せざるを原則とし、早朝の勤行から夜半に至るまでの萬般の生活が、すべて教養を身に體するための修練として營まれた。

教科の内容

鎌倉時代の寺院の兒教育については、後宇多法皇の御遺告に拜することができる。それによれば、

先教俗教次暗誦悉曇字母内典要文外教則千字文百詠豪求和漢朗詠世俗常所宛幼學也其後一史一經文選必可學習之爲知文章連句賦詩尤爲要樞。

と仰せられ、さらに得度した後の佛學についても、詳細な順序、課程を定め給うてゐる。

室町時代ともなれば、寺院に學ぶ士庶が漸く多きを加へると共に、學習の内容も次第に簡易化され、實用的な讀書、手習を重視する傾向が目立つて來る。讀書の教材には、簡単な經文、千字文、和漢朗詠集、貞永式目、四書等の素讀

のほか、實語教、童子教並びに各種の往來本が用ひられた。

室町時代の教科内容を示す好箇の例は、毛利家の臣、玉木吉保の自叙傳たる身自鏡に見出される。それを表示すれば、

十三歳 手習 いろは 假名文 眞名字(草行)
(第一年) 讀物 心經 觀音經

庭訓 貞永式目 童子教 實語教 その他の往來

十四歳 手習 眞名字(草行)
(第二年) 讀物 論語 朗詠 四書 五經 六韜三略 その他

十五歳 手習 眞名字(草行眞)
(第三年) 讀物 古今 萬葉 伊勢物語 源氏一部 八代集 九代集

その他の歌書 和歌連歌の習作 能樂

となつてゐる。これは玉木吉保が永祿七年(二二二四)十三歳のとき、眞言宗の勝樂寺に登山し、十六歳で下山するまで三年間の記録である。

往來とは元來、消息文の意味であつて手紙の模範文を授けることによつ

て、おのづから常識を興へ、教訓を授け、兼ねて習字の手本たらしめる目的をもつた教科書を謂ふのである。その最古のものは、平安時代中期の明衡往來と考へられてゐるが、最も有名なものは吉野時代の僧玄慧の作と傳へられる庭訓往來である。そのほかに、十二月往來、雜筆往來、遊學往來、續庭訓往來、消息往來、富士野往來、喫茶往來、新撰類聚往來等多數に上つた。その取材も修身、國史、日常生活上必須の知識、各種の藝能等の多方面に互り、その後、永く士庶を通じて教科書として重用されたのである。

實語教や童子教は往來本とは呼ばれないが、往來と同様に廣く教科書として用ひられた。いづれも、登山して學窓にある童子に對して修學の心得を示したもので、漢字五字づつをもつて一句を成してゐる。實語教の最初の部分を次に掲げれば、

山高故不貴 以有樹爲貴 人肥故不貴 以有智爲貴 富是一生財
 身滅即共滅 智是萬代財 命終即隨行 玉不磨無光 無光爲石瓦
 人不學無智 無智爲愚人 倉內財有朽 身內才無朽 雖積千兩金

不如一日學

童子教の最初の部分を次に掲げれば、

夫貴人前居 顯露不得立 遇道路跪過 有召事敬承 兩手當胸向
 慎不顧左右 不問者不答 有仰者謹聞

となつてゐて、實語教は九十六句、童子教は三百三十句より成つてゐる。

往來物の内容を示す例として、明衡往來中の一消息文を示す。

奉獻雉二翼

右只今或人所持來也、山梁之味、何以如之、如此之物出來之時、雖有進覽之志、譬鷹之輩、多以貢之歟、乏少之物、可類遼東之豕、但可隨貴命也、謹言。

二月晦日

丹波守中原

勘解由次官殿

なほ、庭訓往來の最初の消息文を次に掲げることとする。

春、始御悅、向貴方先祝申候畢、富貴萬福猶以幸甚々々、抑歲初朝拜者、以朔日元三之次、可急申之處、被驅催人々、子日遊之間、乍思延引、似谷鷲忘

檐花苑ツバナ小蝶遊コテフ日影頗ヒカゲ背本意セ候畢ヒシ將又揚弓ヤウキウ雀小弓セウキウ勝負シヤウリキ笠懸カサケ小串之會コクシ
 草鹿クサジシ圓物之遊エンモノノユ三々九サンサンク手夾テハサミ八的等ハツツク之曲節ノキョクセツ近日打續キンジチキ經營ケイエイ之尋常ノジヤウ射手シヤウ馳チ
 挽達者ヒキダテ少々有御誘引シヤウシヤウ思食立給者シヤクダテ本望也ホンボウ心事雖多シヤウジ爲期シヤク參會サンカイ之次ノツギ委不ツキ
 能腐毫ツクセ恐々謹言。

正月五日

左衛門尉藤原知貞

謹上 石見守殿

教育の方法

教育の方法についても、次第に具案的に行はれるやうになり室町時代の世鏡抄には、卯から辰まで看經、巳から午まで手習、午から未まで讀書、申から酉まで遊戯、酉から戌まで物語詩歌などの讀書のほか、尺八管絃など、戌から亥までを自由といふやうに日課を詳細に規定してゐる。また教授法についても、例へば、後三年冷戦繪詞のやうに、直觀教授の材料として特に叡山で畫家に命じて描かしたもののさへ現れるに至つた。

寺院教育の特色

かくの如き發達を辿つて、寺院における俗人教育は遂に近世における寺子屋の濫觴となるのであるが、中世寺院における教育の特色は、その生活全

體が兒教育の修練體制を構成し、その上、わが國独自の師弟の道を發展せしめたところにある。されば、師弟の情誼は極めて厚く、その間に嚴として師弟の分が保たれ、師は三世の契ちぎ、弟子七尺去つて、師の影を踏むべからずといふ教へが文字通り遵守され、兒は單に入門中のみならず、下山後も永く師との音問を絶たず、一生を通じて、師たる僧を、精神生活の指導者とも仰ぎ、また相談相手とも頼んだのである。

第四節 學藝の發達と教育

一、儒學と教育

宋學の傳來

鎌倉時代に入るや、わが國より支那に遊學する禪僧や、支那よりわが國に歸化する禪僧が漸く増加して、彼我の關係は再び密接を加へた。かくてわが國の佛教に新たに禪宗が加はると共に、儒學の方面では、漢唐の五經中心の訓詁の學が衰へて、これら禪僧の導入した宋學、即ち四書を中心とする性理の學が擡頭し始めた。

朱子學と教
育

宋學は宋初、周濂溪に始り、續いて張橫渠、程明道、程伊川によつて次第に發展し、朱子によつて大成された。朱子は理氣の説を立てて萬物の成立を説明した。これを善惡について見れば、理は宇宙を貫ぬく天道であり、純粹不雜、至善なものとして善の原理であり、惡は氣の偏に基づく。人に賦與された理を特に性といふ。理は常に同一であつて、人の性は聖凡賢愚共に齊しく賦與されてゐるから、人は賦與された性を全うすれば聖賢たることも困難ではない。故に朱子においては、修養とは賦與された本初の性に復ることにはほかならない。換言すれば、教育とは人をしてその本初の性に復らしめることである。

朱子は修養の方法として窮理と居敬とを眼目とした。物には賦與された一々の理があるから、その理を窮め盡くして到らざる所がないやうになれば、人の知識は日に進み、衆物の表裏精粗を悉く辨へ知ることができ、かくして人の心はおのづから正しく、意もまた誠になる。この窮理から居敬に進む段階に古來、博學、審問、慎思、明辨、篤行の五段を立てる。これが儒學

においては教授の段階ともなるのである。篤行のためには、できるだけ精神を集中し、放心を戒めることが要求される。これを居敬といひ、居敬のためには朱子は靜座を最も推奨した。窮理と居敬とを勵んで怠らなければ、凡愚な者も聖賢に至ることが困難ではない。この二者のうち、先後を論ずれば、窮理が先であり、輕重を言へば居敬が重要である。

陽明學と教
育

朱子學は篤行を重んじたが、窮理を先としたため、末流の徒は動もすれば窮理のみに偏し、外物に心を牽かれ、煩雜不急の知見を博くするを誇とし、篤行を忽せにするに至つた。よつてその弊を除かんがために、早く朱子と同じ頃に陸象山が出て、萬物窮理の迂遠を排し、直接にわが心中の理を求めようとした。この學風を高度に展開させたのが明の王陽明である。

陽明によれば、人の心の本性は天理を賦與されたものであつて、これを良知といふ。良知は先天的に善惡の別を直覺し、善を行ひ惡を去るべき能力を具有する。しかし、常人では私欲に蔽はれてゐるから、修養を積んで良知の作用を發揮しなければならぬ。これを良知を致すといふ。致良知の

ために陽明は知行合一を主張した。知と行とは常識では區別して考へられ、行は知つて後に始めて可能なやうに思はれやすいが、陽明は窮理の後に實踐するの迂遠を排したのみならず、實踐されない知は眞の知でないと言き、知はこれ行の始、行はこれ知の成れるものであると論じ、日常事物の間に修養を怠ることなく、事上に磨練せよと教へたのである。

宋學の攝取

宋學は鎌倉時代から研究されたが、訓詁を斥け理氣心性の探求を旨とし、具體的な人倫生活の使命の達成に邁進せんとする學風は、わが國中世における大義名分論の發展に與つて力があつた。

後醍醐天皇は玄慧を召して、宮中において始めて宋學を講ぜしめ給ひ、親しくこの學を御研鑽あらせられると共に、朝臣にもこれを獎勵し給うた。されば北畠親房は、玄慧に就いて宋學を學び、通鑑綱目等を研究し、やがて神皇正統記を著すに至つたのである。

五山の儒學

心性を究めることを重んじ氣節を尙ぶ宋學の精神は、また禪宗の特徴に合致し、禪僧は一般に宋學を學んだので、京都鎌倉の五山は當時の宋學研究

の中心となつた。所謂五山文學もこれら寺院の禪僧の手に成つたものである。中世における文教の命脈を保持したものは主として寺院であるが、中にも京都の五山の功績が最も大であつた。義堂、絶海の如くその詠じた詩が支那人を驚歎せしめたほどの學僧をはじめ、多くの傑僧が輩出して、京都の五山は室町、桃山時代を通じて學問の淵藪となり、その僧には或は幕府の顧問として活動し、或は五山版なる典籍を出版し、或は皇室に召され、或は將軍の師事を受けた者も多かつた。足利學校のみならず、肥後、薩摩、周防等の諸地方における教學の據頭も、京都及び鎌倉の五山の僧侶に直接間接に關係しないものは殆んどない。

金澤文庫

争亂の多いこの時代にあつて、寺院以外に儒學の傳統を維持することに貢獻した教學機關としては、金澤文庫と足利學校とが有名である。金澤文庫は武藏久良岐郡金澤村(今横濱市内)の稱名寺の境内にあつた。創立者は北條實時である。北條氏は代々學を好んだが、時政の曾孫實時は殊に學問を好み、金澤の別業に稱名寺を建て、一族の研學に資するために文庫を設けた。そ

の子顯時、孫貞顯と相繼いで書を集めたので、文庫は廣く和漢の書籍を藏するに至り、この期の教學に裨益するところが多かつた。室町時代の中頃から次第に荒廢したが、戰亂の世にありながらよく書籍の湮滅を救つたので、徳川家康は慶長六年(二二六)江戸城に富士見亭文庫を設けて、金澤文庫の書籍を移し、近世における儒學再興に資することができた。現在の神奈川縣立圖書館はその遺跡に建てられたものである。

足利學校

足利學校の遺跡は栃木縣足利市に残存してゐる。その起源については、或は大寶令の國學の遺制とも言はれ、或は小野篁の建立したものと云はれるが、鎌倉時代の始に足利義兼が一族の教育のために創建したといふ説が最も信據し得るものである。永享十一年(二〇九九)上杉憲實がこれを再興して、五經正義その他の書籍を寄附し、圖書の保存及び閱覽の規程を定め、次いで文安三年(二一〇六)に學規を定めた。この學校を再興するにあつて、招かれて庠主となつたのは圓覺寺の禪僧快元であつた。これより學校は俄に隆盛に赴き、第六世の庠主文伯の頃、わが國に天主教を傳へたザビエ

諸地方における教學の擡頭

ルは天文十八年(二二〇九)十一月の書簡の中に、この學校を「坂東のアカデミ」と呼び、わが國の學校中、最も有名なるものであると本國へ報告してゐる。第七世庠主九華の如きは、學校にあること前後三十年、弟子三千人に達し、遠く九州からも來り學んだと言はれてゐる。代々禪僧をもつて庠主となし、學生も概ね僧侶であつたが、教授内容は儒學を主とするものであつた。なほ、群雄割據の結果として、豪族の中に學を好む者も現れ、公卿僧侶の來遊と相俟つて儒學が發達した地方も少くなかつた。周防にあつては大内氏、肥後にあつては菊池氏、薩摩にあつては島津氏がそれぞれ學を好み、地方教學の振興に力を致し、またこれと相並んで土佐にあつては所謂海南學派が起つた。

二、有職故實・古典の研究と教育

この時代の自主的な國家意識の昂揚と神道の發展とに應じて、有職故實や古典の研究が次第に盛んになつた。後鳥羽天皇、順徳天皇、後醍醐天皇等を始め奉り、御歴代の天皇は有職故實の研究にも御親ら範を垂れさせ給ひ、

有職故實の研究

朝政更張に力めさせ給うた。吉野時代には北畠親房、室町時代には一條兼良、三條西實隆等がその研究に貢献した。かくの如く、古來の節度を保たんとする精神と復古的精神とは、わが國教學精神の顯現として、一般に大義名分に暗かつた中世においても、脈々として流れてゐたのである。

古典の研究

古典の研究が次第に隆盛に赴いたことも、また復古的精神の發現であつた。前代以來、宮中においてしばしば行はれてゐた日本書紀講筵の傳統は、神道思想の發達に伴なつて活潑な研究心を喚起し、鎌倉時代においては、卜部兼文の古事記の研究、その子懷賢の日本書紀の研究、室町時代においては、忌部正通、一條兼良、吉田兼俱等の日本書紀の研究等となつて現れた。

これと相並んで萬葉集、伊勢物語、源氏物語等の研究も盛んに行はれ、これらの古典は當代公卿の教養の重要な内容を成すと共に、その影響は一部の武人にも及んだ。軍記物語の中に、往々聖徳太子の憲法十七條が引用されてゐるところを見れば、憲法十七條は武家の間にまである程度まで拜誦されてゐたものと考へられる。かくの如く、未だ廣く國民の間に普及するに

至らなかつたとはいへ、これらの古典が、やがて武士庶民の間にも廣く親しまれ、その教養の内容を構成する素地が築かれつつあつたのである。

三、文學の發達と教育

この時代の文學の中には、簡勁直截にして道德的・教訓的色彩に富み、國民教養の内容を構成すると共に、國民教化に與つて力のあつたものも多く現れた。

軍記物

そのうち、最も廣く讀まれ、この時代に最も大なる教化力を發揮したものの一つは軍記物であつた。中にも平家物語と太平記とは一般武人に廣く讀まれたのみならず、これらの軍記物はいづれも「語物」として、或は琵琶法師によつて、或は物語僧によつて語られたものである。上世の語部に見られるやうな神聖な宗教的な意味はここには見出されないが、興味を中心としつつ、しかもその中に輝く道義的批判や、強烈な尊皇大義の精神をもつて、廣く國民に呼びかけた點で、その教化的意義は大きい。

教訓書

道德的・教訓的色彩を帯びた説話物として十訓抄、古今著聞集、沙石集など

があるが、その代表とすべきは後深草天皇の御代に著された十訓抄である。これは教訓書として極めて形式の整つたもので、この書中の記事は後世の読み物や教訓書に轉載されて、社會教化に貢献した。

史書として最も廣く讀まれたものは吾妻鏡である。これは文武諸道の龜鑑と考へられて、室町時代のみならず、江戸時代に至つても廣く武人の間に愛讀された。

しかし、この期の史書としては、吉野時代の勤皇精神の顯現たる神皇正統記・吉野拾遺・増鏡等が最も大なる收穫であつた。中にも、神皇正統記が國體觀念の闡明を當面の問題として、君臣の大義を説き、大日本史・日本外史等の根本精神を規定したことは既に述べたところである。

この期においては新古今集を始として多くの勅撰和歌集が撰上された。中にも、宗良親王の撰び給うた新葉集は、皇室における憂國の大御心、諸臣の忠勇義烈の精神の顯現たる點で、その後世に及ぼした薰風感化が大きかつた。また和歌は、京都・鎌倉を中心として盛んに行はれ、公卿の重要な教養の

和歌

一つであつたのみならず、武家の間にもある程度まで普及し、和歌の會などもしばしば催され、管絃などと共に、武家教養の一つとも考へられるに至つた。異色の歌人源實朝の金槐集は、文武兼備の典型的武人たる面目を示してゐる。

しかし、室町時代に入れば、鎌倉時代以來の風を承けて、單に傳統の殻に籠る傾向が濃厚となり、沈滯の色は蔽ひ難く、その地位を清新な連歌に譲つた。かくして連歌は次第に隆盛に赴き、士庶を通ずる重要な教養の一つともなつたのである。

四、諸藝能の發達と教育

室町時代以降の大なる收穫として諸種の藝能の發達が見られる。室町時代に入るや、従來行はれてゐた喫茶・花合・田樂・猿樂等は、次第に茶道・華道・能樂等となり、藝道として大成され、廣く國民教養の一部として發展する態勢を整へるに至つた。

これらの諸藝能が、和歌・連歌等と共に、修練を重んずるわが國古來の風に

藝道と教育

醇化されて、「道」にまで發展したところに、わが國固有の精神の發現を見る事ができる。わが國においては、學が單なる理論でないやうに、藝も單なる技ではなくて、學藝は共にわが心を養ふ資と考へられる。これ、わが國における道の精神の顯現である。さればこれらの諸藝道においては、それぞれに確乎たる理念をめざして、長きに亙る傳統の下、不斷の稽古・鍊磨の結果、それぞれの道の奥義を自證自得することに力める。そこに見られる心技一體の精神、不斷鍊磨の精神、自證自得の精神等は、國民精神の典型的な顯現として、今日においてもなほ範とすべきところが少くない。また能樂の大成に貢獻した世阿彌の述作たる十六部集、特に花傳書の如きは、その教育的見識においても勝れた點を示してゐる。

第五節 庶民と教育

一、庶民生活の向上

庶民の擡頭

中世後期、特に室町時代になると、武士は一般に知識と趣味との點では向

上したが、奢侈の風が漸く瀰漫し、鎌倉武士に見られる質實剛健な氣風を失つて行つた。しかるに、他方庶民は鎌倉時代から漸次擡頭して、室町時代に入ると著しくその勢力を加へた。貨幣經濟の發展、生産力の向上、商取引の擴大、海外貿易の發達等は、社寺諸豪族の商工業保護政策、地方交通の發達等と相俟つて、ここに都市の發達を促すこととなつた。庶民生活の向上は時代のかかる動向を背景とするものである。

教養への思慕

しかもこのやうな庶民生活の向上は、單なる祖業の實踐的傳承といふ素朴的な家庭教育のみならず、讀み書き算用をも必須なるものたらしめ、一部にはさらに進んだ高級な文化的教養への思慕を懷かしめるに至つた。

二、庶民文化と社會教化

庶民文化

庶民の生活向上、勢力増大に相應じて、文化も公卿・武家から庶民へと普及の傾向を辿り、庶民文化ともいふべきものが漸くその姿を表し、庶民の教養を擴大すると共に、教育的意義を發揮した。例へば、連歌の流行はかかる事情を物語るものである。宗祇によつて大成された、幽玄・有心を尙ぶ連歌道

に至つては、到底一般庶民の及ぶところではなかつたが、眞面目な高踏的な短歌に對して、即吟即詠の文學的遊戯とも言ふべき洒落通俗な連歌の世界は、下層士庶に特に喜ばれ、點者を立て、賭物さへして盛んに行はれた。さらに、狂言の描く世界もまた庶民の世界であつた。謠曲が古文雅語をもつて綴つた高級なものであるに對して、狂言は當代の言葉を用ひたものであり、その間、輕妙飄逸の趣を示し、庶民にも理解され愛好されたものである。

江戸時代になつて御伽草子と名づけられた一群の小説類もまた、この時代に下層武士や庶民を讀者としたものである。平安時代以降鎌倉時代にかけての諸種の物語・雜書の類例へば日本靈異記・今昔物語・沙石集・寶物集・因縁集・三國傳記等は高級に過ぎて廣く普及することは望み得べくもなかつたが、降つて室町時代に入ると、次第に教養の低い讀者を對象とし、通俗にして教訓に富み、文體も平易な草子が出現した。御伽草子とは、げだし婦女幼童の弄ぶ草子の謂である。福富草子を始として、鉢かづき姫物・臭太郎・一寸法師・酒吞童子・浦島太郎等、數十篇の短篇物語が生まれた。さらに江戸時

社會教化

代の始にかけては、桃太郎・猿蟹合戦・舌切雀・花咲爺・かちかち山等多くの童話が成立したのである。

庶民の教養が高まり、庶民文化がその姿を表したことは、また一方において庶民が教化の對象となつたことを意味する。中世の新興佛教は、庶民の内心深く浸潤して、その心の糧となることを意圖したものである。僧侶が都市で辻説法を行つたのも、普く地方を巡錫したのも、庶民教化のためであつた。それは單に佛教の教説のみならず、廣く當代の文化内容を庶民の間に弘布することにも貢獻した。さらに社寺の縁起や、高僧の傳記を示す掛繪が廣く行はれて、社會教化に參じたのもこの頃である。

三、庶民の教育

庶民の家庭教育

庶民の子弟が職業的知識を得るためには、父兄の所爲を見倣ふことがその教育の大部分であつた。地方農民は言ふまでもなく、平安時代末期に起り、室町時代に大いに發展した商工業者の「座」においても、この種の教育方法が主流をなしてゐた。座とは、社寺・守護等から商工業者としての特權を得、

その代償として、社寺・守護等に租税を納める商工人の組合を謂ふのである。座は世襲的であるから、子弟は父祖の業を受け継ぐ教育を受けた。また鎌倉室町の時代を経て次第に發達した丁稚奉公、徒弟の制度も特殊な職業に關する修練の萌芽を見せてゐる。

寺院における庶民教育

この期においては、商工業の發達に伴なつて、職業も次第に分化の傾向を辿り、庶民は單なる實踐的傳承による教育のみでは、漸く教養の不足を感ずるに至つた。これ、經濟的餘裕と相俟つて、庶民の子弟をも寺院に送つて、ここで初步の普通教育を受けしめるに至つた所以である。庶民の間に文字が入つたのは恐らく上世に始るであらうが、その普及は遅々として殆んど言ふに足りなかつた。しかるに室町時代に入ると、その普及の傾向は一段と高まり、庶民の子弟にして寺院に入門する者も漸く多きを加へた。一方寺院も下層士庶の要求に應じて、實用上必要な読み書きを主とする教育を施すに至つた。手習の重視と流行とはこの動向を物語るものである。寺院教育は、元來、寺院に寄宿して修行するのを原則としてゐたものが、教育の

普及につれて、後には通學する者も次第に多くなり、中世末期、桃山時代ともなれば、庶民童蒙の教化は單に寺院に限定されず、武士・神職・庶民等にして私塾を設ける者もあり、江戸時代における寺子屋に類するものも生まれたものと考へられる。

研究問題

- 一、武家における修練方式が現代教育に對して如何なる示唆を與へてゐるかを考へよ。
- 二、神皇正統記を讀んでその精神を調べよ。
- 三、中世教學における秘傳思想について調べ、その意義を考へよ。
- 四、能・茶・華と禪との間に共通するものを吟味せよ。

昭和十八年六月十五日印刷
昭和十八年六月十八日發行

(非賣品)

著作權所有

著者兼
發行者

文 部 省

印刷者

吉 原 良 三

東京市牛込區早稻田鶴卷町百七番地

印刷所

東京市牛込區早稻田鶴卷町百七番地
株式會社 康文社印刷所

2741
11

5

